

令和6年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

令和7年7月22日
関東地方整備局
コンプライアンス推進本部

1. はじめに

高知県内における入札談合事案に関し国土交通本省が公表した調査報告書を受け、関東地方整備局では、コンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を定め、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」(以下「アドバイザリー委員会」という。)の意見を踏まえ、「関東地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、継続した取組を行うこととしている。

本報告書は、令和6年3月21日付けで策定した「令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」(以下「推進計画」という。)の各推進施策に係る取組の実施状況及びそれに対する評価について報告するものである。

2. 推進本部会議・アドバイザリー委員会等の開催について

令和6年度においては、推進本部会議を12回、アドバイザリー委員会を2回開催した。

☞ 別紙1

3. 推進施策の実施状況と評価

※実線枠内は R6推進計画の記述

(1) 職員等の意識の徹底

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

ⅰ) 組織のトップによるコンプライアンスの推進等

局長をはじめ、事務所、管理所及び関東道路メンテナンスセンター(以下「事務所等」という。)の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンスの強い意識を継続して表明することにより、職員の意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、事務所等視察などの機会をとらえ、意見交換等により現場職員と率直なコミュニケーションを図る。

【実施状況】

コンプライアンスの強い意識の表明については、年度当初(4月1日)の「コンプライアンスの日」において、「局長からのコンプライアンス推進表明」としてイントラネットやポップアップに掲載することにより、個々の職員に対するコンプライアンスの意識付け、向上を図った。

☞ 別紙2

また、各部署においては、年度当初の幹部会でコンプライアンスに関する訓示・講話等

を実施するとともに、発注者綱紀保持や倫理の保持について、幹部会等の機会を捉えて随時、指導・注意喚起した。

さらに、真に風通しの良い職場環境づくりの推進のためのコミュニケーション不足の解消を図るため、「風通しの良い魅力ある職場環境づくりのための意見交換」を積極的に実施し、意見交換により出された職場の課題は共有され、解決に向けた取組が行われた。

なお、推進本部員による、現場職員との意見交換について、対象とする役職・階層・職種等を工夫し、積極的に実施を図った。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

推進本部員が現場職員と意見交換を行うことは、「ii）」の「誰とでも相談できる『風通しの良い職場づくり』」にも寄与するため、今後も積極的に実施を図る。

局長はじめ、各事務所等の組織のトップが、自身の前向きな意識を職員に伝えることで、職員の意識向上が期待されるため、積極的な実施を継続する。

ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、コンプライアンス講習会等（コンプライアンス講習会、コンプライアンス講義、巡回コンプライアンス講習会又はコンプライアンス・ミーティングをいう。以下同じ。）や会議の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有を図る。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会では、身近な事例を用いた講義を、外部講師等により実施した。

☞ 別紙4

また、事務所巡回コンプライアンス講習会では、コンプライアンス・ミーティングを、原則対面で、所属横断的に、管理職員を中心とした意見交換をもって実施した。

☞ 別紙5

さらに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングについて、適正業務管理官から発信するテーマのほか、独自のテーマやイントラネットに掲載されている過去の題材を用いても良いとすることにより、各部署の実情に合わせたテーマ設定による意見交換をもって実施した。

☞ 別紙3・6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

本項目に寄与する、各施策の取組の拡充を継続する。

iii) 不当な働きかけに対する対応の周知

職員に対し、コンプライアンス講習会等を通じて、「発注者綱紀保持規程」(平成 19 年 4 月 16 日関東地方整備局訓令第 11 号)に定める「不当な働きかけに対する対応」と、「発注者綱紀保持マニュアル」(平成 19 年 10 月 16 日関東地方整備局発注者綱紀保持委員会決定)に定める「不当な働きかけの定義」について、十分な周知を図る。

また、発注者綱紀保持に限らず、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を受けた場合における本局又は上部機関等への報告、情報共有の徹底を図る。

【実施状況】

「不当な働きかけの定義」及び「不当な働きかけに対する対応」については、整備局主催の基幹研修のカリキュラムとして実施するコンプライアンスのテキストに掲載し、適正業務管理官が、講義において事例とともに説明し、周知を図ったほか、適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会においても同様に実施した。

☞ 別紙5・7

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

発注者綱紀保持の重要性、特に、事業者との接触ルール、情報管理、違法行為による刑事上、行政上又は民事上のペナルティ等について、コンプライアンス講習会等に加え、副所長会議や担当課長会議等の契約・発注担当職員が会する会議の場において周知徹底する。また、発注情報に接する機会が多い本局の幹部及び事務所等の長に対しても、確実に周知徹底する。

【実施状況】

業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、整備局主催の基幹研修におけるコンプライアンス講義のテキストに掲載し、適正業務管理官が講義において、事例の要因・背景の分析、刑事罰や人事処分の重さ、損害賠償請求額、再発防止対策等について説明し、意識付けを図ったほか、適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会においても同様に実施した。

☞ 別紙5・7

また、副所長・総務課長会議及び経理担当課長等会議においても発注者綱紀保持について、周知した。

☞ 別紙8

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

今後も引き続き発注情報の管理の重要性について周知徹底を図る。また、新規採用等若手職員に対しては第1四半期におけるコンプライアンスミーティングや、公正取引委員会に講義いただく講習会を実施するなど機会を捉えて早期の意識付けを図る。

ii) 事業者に対する周知

工事及び業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組の趣旨及び内容並びに入札談合を行った場合のペナルティについて、競争参加資格認定通知書を送付する際や事業者団体との意見交換の際又は入札契約に係る説明会等の際あるいは受注者を一堂に会した会議等の場において周知する。

【実施状況】

本局においては、令和7・8年度有資格業者へ認定通知を送付する際、整備局のコンプライアンスの取組の内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、事務所等においては、工事安全協議会及び事業者団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 本局が主導する取組

職員のコンプライアンス意識の維持及び向上のため、以下のような取組の実施をもって、組織全体のコンプライアンスレベルの維持及び向上も図る。

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間・コンプライアンスの日」の実施

コンプライアンスの取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月初旬の一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として各種取組を実施する。

また、毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」として、各種セルフチェック等をポップアップ等にて掲示する。

【実施状況】

「コンプライアンス週間」においては、PC起動時のポップアップ画面から発注者綱紀保持セルフチェック、講習会へ誘導し、多くの職員の実施・参加を促した。

また、「コンプライアンスの日」においては、各種セルフチェック等をポップアップ画面に掲載するなど、定期的に啓発を行った。

📎 別紙9

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底・内容等の工夫を図る。

より多くの職員が参加できるよう、イントラネットに掲載してコンプライアンス週間中各自の都合で視聴できるなど、今後も効果的な工夫を図る。

また、コンプライアンスの日については、イントラネットに実施率・正答率を掲載し、新着情報にも掲載するなど、今後も効果的な工夫を図り、定期的な啓発を行う。

ii) コンプライアンス講義の実施

整備局主催の研修においてコンプライアンス講義を実施する。その内容は、時勢や研修目的と関連づけた講義とする等により、職員の理解が深まるよう考慮する。

【実施状況】

適正業務管理官等は、整備局主催の基幹研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。講義では、直近に発生した不祥事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて説明を変更するなどの取組を行った。また、受講者や受講内容が重複しないよう、対象の研修を厳選し、また、聞くだけでなく参加型の講義となるよう工夫を図った。

☞ 別紙7

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底・内容等の工夫を図る。

より受講者の興味を引くための工夫として、できるだけ最新的话题を加えるとともに、班別討議など参加型の講義を更に増やす。

iii) コンプライアンス講習会の実施

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、四半期に1回、コンプライアンス講習会を実施する。但し、文書・情報管理月間、国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間等関連する他の取組と兼ねることやコンプライアンス・ミーティングのテーマとすること等により、受講率の向上と職員の負担軽減を図る。

特に、年度当初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施する。

また、確実な受講を図るため、イントラネット上でコンプライアンス講習会のテキストの掲載や録画映像のオンデマンド配信を行う。

なお、開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師を積極的に招聘するなど、講師の選任に配慮する。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会において、外部講師等による講習会を実施した。

外部講師については、これまで講義を依頼していた、公正取引委員会（官製談合防止）、発注者綱紀保持担当弁護士（ハラスメント防止）に加え、中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会委員長（中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案の再発防止策の提言について）、を起用した。

講習会については、講師の了解を得た上で、web 形式で実施、さらに、講習会資料及び映像については、イントラネットに掲載し、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

また、関連する他の取組（公務員倫理やハラスメント防止等）と兼ねるなど、受講率の向上及び職員の負担軽減を図った。

☞ 別紙4

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

引き続き、関連する他の取組（公務員倫理やハラスメント防止等）と兼ねる、講習会の内容をコンプライアンス・ミーティングのテーマとする等、工夫することにより更なる受講率の向上及び職員の負担軽減を図る。

講習会映像や資料のイントラ掲載は、より多くの職員の参加が可能となることから、今後も継続して行う。

iv) 巡回コンプライアンス講習会の実施

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性について理解が深まるよう、事務所等に対し、国土交通省における過去の不正事案の発生経緯、再発防止策等を解説する巡回コンプライアンス講習会を実施する。

【実施状況】

適正業務管理官、港政調整官及び一部コンプライアンス指導者も参加し、事務所巡回コンプライアンス講習会を実施した。複数事務所合同で所属横断的に対面での班別討議、事務所幹部による意見交換を実施した。

☞ 別紙5

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

v) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校主催「コンプライアンス指導者養成研修」を修了した職員をコンプライアンス指導者として任命し、各部署でのコンプライアンスの取組を支援する。

【実施状況】

令和4年度に策定、施行した関東地方整備局コンプライアンス指導者任命要領に基づき、コンプライアンス指導者養成研修(国土交通大学校主催)の修了者5名(事務官3、技官2)を新たに任命し、コンプライアンス指導者は令和6年度末で27名となった。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

vi) 公務員倫理の徹底

職員の倫理意識の浸透を図るため、国家公務員倫理月間で実施する取組の周知等を行う。

【実施状況】

倫理保持のための研修として、全職員(非常勤職員含む)に対し、国家公務員倫理審査会作成の自習用教材によるeラーニング研修を実施した。また、「国家公務員倫理月間ポスター」の掲示や全職員に対して啓発用資料をメール送信等により配布し、相談・通報窓口の積極的な活用についても周知した。

その他、倫理管理官(局長)から幹部職員・管理職員に対し、倫理保持に関する注意喚起及び一般職員に対する職員としての心構えなどについてメッセージを発信した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

vii) 各部署における取組の実効性向上を図るための情報等の提供

適正業務管理官は、各部署での取組を支援し、確実な実施や実効性の向上を図るため、メールやイントラネットにより以下のようなコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供を行う。

- (ア)コンプライアンス・ミーティングの題材や公務員の身近な不祥事事例及び好事例
- (イ)講習会録画等映像教材のオンデマンド配信やDVDの貸出
- (ウ)その他、コンプライアンス取組資料・取組手法等の紹介

【実施状況】

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として、公務員の不

祥事事例の配信、コンプライアンス・ミーティングの題材の提供、資料 DVD の貸出、映像教材の配信等の取組を実施した。不祥事だけでなく、好事例も提供するなど、工夫を行った。

また、他地整及び他機関における不正事案及びそれに伴う再発防止策等を踏まえ、改めて注意喚起を行うなど、工夫して実施した。

更に、推進本部会議における各事務所の取組紹介についてはイントラネットに掲載し、特に参考となる事例については各部署に向け、別途情報提供を行った。

☞ 別紙6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

④ 各部署における取組

各部署においては、自律的・自発的な創意工夫も採り入れ、職員間で意見交換・意見共有する等により、以下及び独自の取組を実施し、実効性の確保を図る。

i) 所内会議における情報提供

定例会議等の所内会議を通じて、本局からのコンプライアンスに関する情報の提供、各所属からの報告等を共有することにより、コンプライアンス意識の維持及び向上を図る。

【実施状況】

各部署における定例会議等で、「公務員の不祥事事例」など、本局から提供される情報の紹介の他、部署内各所属の情報を共有した。時には、事務所長自らメール等で情報発信し、所属職員のコンプライアンス意識向上を図った。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

ii) コンプライアンス・ミーティングの実施

身近な問題をテーマ(各部署独自作成可)としたコンプライアンス・ミーティングを四半期に1回以上実施し、職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘み取る組織風土を醸成する。実施にあたっては、適宜所属横断的(事務所等・課混合、役職・階層・職種別等)に職員を組み合わせる等の工夫を施す。

【実施状況】

所属長等からの片方向での情報提供のみではなく、職員間での意見交換・意見共有

が図れるよう、幹部会等で各所属からの意見等を共有するなど工夫した。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底・内容等の工夫を図る。

ミーティングのテーマをより職員に身近で適時なものとするなど、工夫して実施する。

iii) コンプライアンス指導者の活用

各部署で実施するコンプライアンスの取組において、コンプライアンス指導者を積極的に活用する。

【実施状況】

一部巡回コンプライアンス講習会におけるコンプライアンス・ミーティングや意見交換の進行補助を行った。

☞ 別紙5-2

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

今後も引き続き具体的な活動内容について検討を行う。

iv) 取組のフォローアップ

所属長は、職員を四半期に1回以上、コンプライアンス講習会等に参加させ、特に発注者綱紀保持に関しては、年1回以上、コンプライアンス講義、コンプライアンス講習会又は巡回コンプライアンス講習会に参加させる。やむを得ず参加できない職員に対しては、イントラネット上のコンプライアンス講習会の録画映像等を活用し、一堂に会する場を設けるなどで確実な実施を図る。

【実施状況】

職員が四半期に1回以上コンプライアンス講習会等に参加し、特に発注者綱紀保持に関する講習会等については年1回以上参加するよう、所属長は職員の実施状況を把握し、参加していない職員へ直接実施依頼するなどフォローアップをして確実な実施を図った。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の実施徹底・内容等の工夫を図る。

講習会等後に実施するアンケートから理解度を確認し、以後のコンプライアンスの日のセルフチェックを活用する等により、理解の定着、理解度の向上を図る。

(2) 情報セキュリティの徹底

① 適正な公文書等管理の徹底

「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)、「国土交通省行政文書管理規則」(平成 23 年 4 月 1 日国土交通省訓令第 25 号)等に基づき、公文書の作成、整理、保存、廃棄又は移管の各段階における職員の役割等について、講習会等より繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正な公文書等管理の徹底を図る。

【実施状況】

文書管理については、文書管理者への対面研修や全職員へのeラーニングのほか、整備局主催研修において講義を行い、文書管理に対する意識の向上を図ったほか、毎月 23 日に実施している「国土交通省文書の日」に文書管理に関する周知や自己点検シートをポップアップで表示することにより、一層の意識啓発を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② システム情報管理の徹底

「国土交通省情報セキュリティポリシー」(平成 18 年 4 月 19 日国土交通省情報化政策委員会決定)、「関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書」(平成 25 年 3 月 28 日関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会決定)等に従い、以下のような情報の格付け等について、教育資料をイントラネットに掲載する等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正なシステム情報管理の徹底を図る。

i) 職員が情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な情報の格付けを決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うこと。

ii) 秘密文書に当たる機密性 3 情報は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用した情報管理を行うこと。

【実施状況】

情報セキュリティについては、国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、講習や情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

また、適正業務管理官からは、令和 7 年 2 月 14 日に令和 6 年度第 4 回コンプライアンス

講習会として、企画部 情報通信技術課 電気通信管理主査を講師とする「情報セキュリティについて」を開催した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③入札契約に係る情報管理の徹底

「発注者綱紀保持規程」に定める情報管理総括責任者は、年度初めに所属職員へ向け、また契約・発注担当職員が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について周知徹底する。特に、新たに発注事務に携わる職員に対しては確実に行う。

また、情報管理責任者は、「発注者綱紀保持マニュアル」に定められた発注事務に関する情報の管理（積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスキング等）を徹底する。

【実施状況】

第1四半期のコンプライアンスミーティングについて、発注に関する情報の庁舎外への持ち出しをテーマに「発注事務に関する情報の適切な管理」を題材として実施した。

本局及び各事務所の情報管理責任者（担当課長等）は、発注者綱紀保持規程第5条第3項に基づき、情報管理総括責任者（局長・事務所長等）に発注事務に関する情報の管理状況を報告するが、発注事務に関する情報漏洩等の事実はなかった。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

④個人情報保護の徹底

「国土交通省保有個人情報等管理規程」（平成 17 年4月1日付け国総情企第 89 号）、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」（平成 27 年 12 月 24 日付け国総情政第 329 号）、「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」（令和3年 11 月9日付け国関整総第 92 号）等に基づき、行政文書の誤郵送や官貸与の携帯電話等の紛失をはじめ、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止の重要性について、講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、保有個人情報の適切な管理を徹底する。

【実施状況】

年度当初に総務部総務課長名での「個人情報の適切な管理の徹底」にかかる文書を発出しており、携帯電話の紛失防止、行政文書等の誤送付及び電子メールの誤送信等防止、個人情報にかかるパスワードの適切な管理等について、注意喚起を行っている。

また、各種会議や研修等の場を活用し、周知徹底を図っているところである。

令和6年度については、官貸与携帯電話等(PC 含む)の紛失等が目立ったため、取扱いについて注意喚起の文書を2件発出している。

また、保有個人情報の管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(3) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持等

情報漏洩防止を図るため「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」等に
従い、以下のような取組を継続し、適正な執務環境を保持する。

- i) 入室制限の周知
- ii) オープンな応接場所の確保
- iii) 副所長室の可視化又は相部屋化

【実施状況】

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、情報漏洩の
防止を図っている。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事
業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合
は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁
者を目視確認できるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② ハラスメントの対策

セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・
ハラスメント等に関する職員からの相談に対応するため、人事院規則等に基づき、相談
体制を整備し、その周知を図る。

また、各種研修や「ハラスメント防止週間」の取組等を通じて、ハラスメントの対策の重
要性について周知徹底し、職員一人一人が意識をもって行動することでハラスメントの無
い職場環境を生み出し、職員がその能力を充分に発揮できるような良好な勤務環境を確
保する。

【実施状況】

各所属にハラスメント全般を相談できるハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を

任命しており、全相談員を対象として、相談員として必要なハラスメント全般に関する知識の理解を深めるとともに、具体的な事例を題材とした班別討議・ロールプレイを通じて、役割や心構え等を習得させるための研修を実施した。また、相談員の一覧をイントラネットに掲載し、職員に周知を図った。このほか、インターネットによるハラスメント相談窓口も設けており、イントラネットに掲載し、職員に周知している。

国家公務員ハラスメント防止週間においては、「国家公務員ハラスメント防止週間ポスター」の掲示や、人事院作成の「ハラスメントの防止 自習用研修教材」を活用して全職員を対象としてeラーニング研修を実施するなど、ハラスメントの防止及び対策の重要性についての周知・啓発等を集中的、網羅的に実施した。

なお、適正業務管理官からは、令和6年9月17日に令和6年度第3回コンプライアンス講習会として、阿部記念法律事務所 弁護士 阿部 鋼 氏（発注者綱紀保持担当弁護士）を講師に招き「『コンプライアンス違反を起こさないためにできること』—セクハラ対策に関する男女雇用機会均等法等とセクハラ抑止のための裁判例—」を開催した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 外部報告窓口の活用

「発注者綱紀保持規程」に基づき、外部通報窓口を設置する。

外部通報窓口は、発注者綱紀保持に関する報告のほか、国家公務員倫理及び各種ハラスメントに関する報告等、コンプライアンス違反に該当する又は該当すると思料される事実に関する報告の窓口としても活用する。

【実施状況】

外部窓口弁護士の委嘱内容を変更し、報告様式を追加することで、法令違反と思料される行為やハラスメントに関する報告も、外部窓口により受け付けができるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

4. 取組全般について

令和6年度の推進計画については、令和5年度に職員から寄せられた意見を踏まえて反映した取組を含め、本局及び各事務所等とともに、総じて、当初計画どおりに進めることができた。（※P4～7 3.(1)③ i), ii), iii), iv), vii), P9 同④ iv)のとおり実施。）

新設した「コンプライアンスの日」において、毎月定期的な啓発を行い、職員がコンプライアンスについて考えるきっかけとすることができた。（※P4 3.(1)③ i)のとおり実施。）

また、関連する他の取組（国家公務員倫理月間）と兼ねることや、コンプライアンス講習会の内容をコンプライアンス・ミーティングのテーマとすることにより、実施率の向上と職員の負担

軽減を図った。(※P5 3.(1)③iii)、P7 同vii)のとおり実施。)

各部署においても未受講者に対して所属長等が直接実施依頼をするなど、しっかりとしたフォローアップを行い、その取組内容、実施状況からも、「職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上、意識改革」については、一定の効果を上げているものと評価する。(※P9 3.(1)④iv)のとおり実施。)

なお、「情報セキュリティの徹底」に関し、持ち出しパソコンについて、令和5年度より、持ち出しPC利用マニュアルにより運用されてきたが、令和6年度に全職員の官貸与パソコンのノートパソコンへの移行が完了したことから、次年度以降の推進計画に「持ち出しパソコンの適正利用の徹底」について明示することとした。

また、令和6年度から実施している「地方公共団体に対する国家公務員倫理法等への理解及び協力依頼」についても、次年度以降の推進計画に明示し、継続的に取り組むこととした。

今後も職員のコンプライアンス意識を高く保ち続けるため、常に改善を加えるなど工夫をしながら、実効性を確認・高めることを意識し、各種取組を継続していくものとする。

以上

令和6年度 関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 及び
関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会 開催状況

【関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 開催状況】

第1回推進本部会議(R6.4.23)

局長発言

- 議事: (1) 令和6年度コンプライアンス関係の主な取組(年間計画)
(2) 令和6年度コンプライアンス推進本部実施予定等について
(3) 事務所における具体的措置等の状況報告
(甲府河川国道事務所、東京第二営繕事務所)

第2回推進本部会議(R6.5.21)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(荒川上流河川事務所、東京外かく環状国道事務所)
(2) 令和5年度第4四半期コンプライアンス実施状況について
(3) 令和6年度第1回本局コンプライアンス講習会実施報告
(4) 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について

第3回推進本部会議(R6.6.18)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川下流河川事務所、常総国道事務所)
(2) 令和6年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会 審議事項の事前説明
・令和5年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(原案)について

第4回推進本部会議(R6.7.23)

- 議事: (1) 令和6年度コンプライアンス関係の主な取組
・令和6年度コンプライアンス関係の主な取組(年間計画)
・令和6年度コンプライアンス推進本部実施予定
(2) 事務所における具体的措置等の状況報告
(渡良瀬川河川事務所、宇都宮国道事務所)
(3) 令和6年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会 議事概要(案)
について
(4) 令和5年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第5回推進本部会議(R6.8.27)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(相模川水系広域ダム管理事務所、川崎国道事務所)
(2) 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス週間実施報告

第6回推進本部会議(R6.9.24)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(霞ヶ浦河川事務所、千葉港湾事務所、国営昭和記念公園事務所)
(2) 令和6年度コンプライアンスの取組実施状況(第1四半期まで)

第7回推進本部会議(R6.10.22)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(東京国道事務所、東京港湾事務所、東京第一営繕事務所)
(2) 令和6年度第3回コンプライアンス講習会実施報告

第8回推進本部会議(R6.11.19)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(京浜河川事務所、特定離島港湾事務所、甲武営繕事務所)
(2) 令和6年度コンプライアンスの取組実施状況(第2四半期まで)

第9回推進本部会議(R6.12.24)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(日光砂防事務所、大宮国道事務所)
(2) 令和7年度コンプライアンス推進計画策定に向けて

第10回推進本部会議(R7.1.21)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川ダム統合管理事務所、関東技術事務所)
(2) 令和6年度コンプライアンス取組実施状況(中間報告)
(3) 令和7年度コンプライアンス推進計画素案

第11回推進本部会議(R7.2.18)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(品木ダム水質管理所、北首都国道事務所)
(2) 令和6年度第2回コンプライアンス・アドバイザリー委員会審議事項の事前説明
①[参考]令和6年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書(中間報告)
②令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

第12回推進本部会議(R7.3.18)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(関東道路メンテナンスセンター、横浜営繕事務所)
(2) 令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
(3) 令和7年度コンプライアンス推進本部実施予定等について

【関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会開催状況】

◇委員の構成(五十音順、敬称略、令和6年4月1日現在)

委員長: 大野正英 麗澤大学 経済学部 教授
委員: 政木道夫 弁護士
委員: 三谷和歌子 弁護士
委員: 村野昭人 東洋大学 理工学部 教授
委員: 山田務 筑波大学 名誉教授

第1回委員会(R6. 6. 19～6. 25 各委員に個別に資料提示・説明)

出席者: 大野委員長、政木委員、三谷委員、村野委員、山田委員
議事: 令和5年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第2回委員会(R7. 3. 4)

出席者: 大野委員長、政木委員、三谷委員、村野委員、山田委員
議事: (1) 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
について(中間報告)
(2) 令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

令和 6 年 4 月 1 日 局長からのコンプライアンス推進表明

関東地方整備局は、平成 24 年度に「関東地方整備局職員行動基準」、「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」（以下、「職員行動基準等」）を策定しています。

これらは、国家公務員としての法令遵守義務に加え、モラルや倫理といった社会的常識の遵守、さらには当整備局に対する社会的要請への対応も含めた広い意味でのコンプライアンス活動を推進することで国民の信頼を確保し、職員の皆さんが自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを目的に策定されたものです。

これらを踏まえ、本局各部、事務所等においては、これまでもしっかりとコンプライアンス活動に取り組んできていただいていることに感謝します。

一方、「職員行動基準等」の策定から 10 年あまりを経過しましたが、時の流れとともに、意識も徐々に薄らいでいきがちですので、コンプライアンスの重要性等を絶えず思い返し、意識することが重要です。そこで、先日策定、公表した令和 6 年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画（以下、「推進計画」）において、毎月最初の勤務日を「コンプライアンスの日」として、定期的に意識の醸成・啓発を行うこととしました。

また、「推進計画」の基本方針において「誰とでも相談できる風通しのよい魅力ある職場づくり」の推進を宣言しています。

「風通しのよい魅力ある職場づくり」については、ワークライフバランスや業務改善等を踏まえて昨年度各所属で様々な形で意見交換等に取り組んでいただきましたが、コンプライアンスと表裏一体であると考えています。

新年度を迎え、176 名の新規採用職員を迎えるなど新しい体制になりましたので、改めて、役職にかかわらず、職員一人ひとりが、「職員行動基準等」並びに「推進計画」をしっかり認識し、日常業務の中で実践していくこと、また、組織としても一人ひとりが正しい判断ができるように支援していくことを確実に行うとともに、風通しのよい魅力ある職場を構築し、当整備局の現場力、総合力を十分に発揮して、国民生活の安全と安心を守るという使命を果たしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

関東地方整備局コンプライアンス推進本部
本部長 関東地方整備局長 藤巻 浩之

令和6年度 各所属におけるコンプライアンスの取組状況・主な取組事例

1. コンプライアンス推進本部の開催、同本部における事務所長訓示等の実施

本局、すべての事務所、センターで開催・実施

※二瀬ダム、品木ダム両管理所は推進本部未設置であるが、所内会議において管理所長訓示を実施

2. 公務員の不祥事事例についての意見交換・周知、コンプライアンス・ミーティングの実施

本局、すべての事務所・管理所、センターで実施

3. 講習会・講話の実施 ※人事院主催及び本局主催分を除く

- ①コンプライアンス全般に関わる講習会等(霞ヶ浦、相模ダム、東京国道、横浜国道、川崎国道、宇都宮国道、東京外環、甲府、下館、京浜河川、利根川上流)
- ②コンプライアンス全般に関わる映像視聴(相模ダム)
- ③情報管理に関わる講習会等(関東技術)
- ④ハラスメント防止に関する講習会等(相武国道、霞ヶ浦)
- ⑤不当要求防止に関する講習会等(相武国道、常陸)

4. 定期的な情報発信・資料配付 ※人事院作成、本局送付分を除く

- ①事例集等の配布(大宮国道)、コンプライアンス・倫理カードの配布(甲武営繕、関東道路 MC)
- ②危機管理マニュアル(事務所版)の作成・配布(北首都、甲武営繕)
- ③不当要求マニュアル(事務所版)の改定・配布(下館)
- ④定期的なメール配信(営繕部、営繕事務所)
詳細「営繕部コンプライアンス情報」(営繕部、営繕事務所)
- ⑤事務所長発信の啓発メール等(東京第一営繕、鹿島港湾・空港、横浜技調)

5. その他の取組

- ①所属職員との積極的な意思疎通(利根川上流、利根川下流、甲府、宇都宮営繕、関東技術、関東道路 MC、宇都宮国道)

②推進本部員と現場職員の意見交換

局長: 渡良瀬川、宇都宮国道、鬼怒ダム、宇都宮営繕、荒川上流、霞ヶ浦、利根川下流、長野国道、長野営繕、関東道路 MC、富士川砂防、甲府、千葉国道、東京港湾、荒川調節池、常陸、常陸海浜公園、久慈川緊急治水、首都国道、関東技術、千葉港湾、下館河川、甲武営繕、江戸川河川、利根川上流、利根砂防、荒川下流、常総国道、霞ヶ浦導水、東京第二営繕、北首都国道、京浜河川、相武国道、横浜国道、横浜営繕、大宮国道、昭和記念公園、首都国道、関東技術

副局長(さいたま): 大宮国道、横浜国道、日光砂防、宇都宮国道、宇都宮営繕、京浜河川、長野国道、長野営繕、品木ダム、利根砂防、久慈川緊急治水、常陸海浜公園、常陸、霞ヶ浦、利根川下流、相武国道、相模ダム、昭和記念公園、甲武営繕、高崎、利根ダム、富士川砂防、川崎国道、北首都国道、東京第一営繕、江戸川、二瀬ダム、霞ヶ浦導水、常総国道、関東技術、首都国道、利根川上流、下館、東京第二営繕

副局長(横浜): 東京港湾、横浜技調、鹿島港湾・空港、東京空港、千葉港湾

営繕部長: 長野営繕

道路部長: 横浜国道

河川部長: 日光砂防

企画部長：横浜国道、宇都宮国道、宇都宮宮繕、鬼怒ダム、甲府、日光砂防、首都国道

用地部長：長野国道、利根川上流

総務部長：千葉国道、日光砂防、長野国道、高崎、常陸

建政部長：長野国道

- ③事業者に対する周知（甲府、宇都宮国道、東京国道、横浜国道、関東技術、下館河川、京浜河川、利根砂防、日光砂防、二瀬ダム、首都国道、大宮国道、北首都国道、高崎、東京港湾）

- ④情報交換の場の設置（川崎国道）

- ⑤各自治体への協力依頼（国家公務員倫理法・倫理規程）

- ⑥防災初動対応に関する説明と訓練（情報セキュリティ）（京浜河川）

- ⑦風通しの良い魅力ある職場環境づくりのための意見交換

- ⑧他機関（自治体）における不適正事案を踏まえての注意喚起

- ⑨人事院資料（マンガで学ぶ！公務員倫理）の紹介（京浜河川）

- ⑩コンプライアンスに関する「一人1標語運動」（千葉港湾）

- ⑪若手・中堅職員を中心とした組織横断的なチームによるプロジェクトの企画・実施（東京国道）

- ⑫事務所長等によるコンプライアンス講義（関東道路 MC、昭和記念公園）

6. コンプライアンス講習会等参加実績人数・割合 4493 人／4493 人 100%

本局、すべての事務所・管理所、センターで開催・実施

※講習会等に直接参加できなかった職員も、所属長等が後日フォローアップした場合は参加したものとして扱っている（フォローアップ方法：個別説明、講習会録画視聴、メール活用等）。

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
1	利根川上流河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・情報管理整理役職表のイントラネットへの掲載 ・休日の非遵行為(飲酒、事故)の注意喚起及び発覚時の対応について周知 ・新規採用職員と事務所長とのランチミーティング ・自操車事故の際の対応(警察への連絡の徹底)の周知徹底 ・入省2年目職員と事務所長とのランチミーティング 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/6)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・新規採用職員(R6.4)へのコンプライアンス講義(事務副所長) 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・入省1年目職員と事務所長、事務副所長とのランチミーティング
2	利根川下流河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長による新規採用職員との懇談会 ・事務所長による若手職員との懇談会 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長による若手職員との懇談会 ・事務所長による夏期実習生と若手職員との懇談会 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/12)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・4月期転出(若手)職員と若手職員との意見交換会 ・事務所長による若手職員との(工事事故防止強化月間における)現場での注意事項等意見交換 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
3	霞ヶ浦河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス講習会(発注者網紀保持規定に関する講習会)(事務副所長)※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・発注情報秘匿に関する抜き打ち検査(若手職員対象) 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/12)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・交通安全講習会※全職員対象 ・不当要求対応講習会※全職員対象 ・服務・倫理講習会(事務副所長)※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・ハラスメント講習会(事務副所長)※全職員対象
4	久慈川緊急治水対策河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/4)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
5	霞ヶ浦導水 工事事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長挨拶(訓示)(業務の心がけ等について) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・安全運転講習会(土浦警察署による交通安全講話)※全職員対象 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/22)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
6	江戸川 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
7	渡良瀬川 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
8	下館 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・情報管理整理役職表の更新について(メール周知) ・不当要求等対応マニュアル(下館河川事務所版)の改定及び職員への配布 ・所内講習会(自操運転)※自操運転登録者対象 ・改訂版官賃と携帯電話紛失マニュアルの配布 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内コンプライアンス講習会:入札談合等関与行為防止法に関連して(事務副所長)※全職員対象 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/6)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全対策協議会における「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」及び「国家公務員の再就職等規制」の周知※受注業者対象 ・コンプライアンス講習会「自転車の罰則強化について」(事務副所長)※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
9	荒川上流 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長・副所長が若手職員との意見交換 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/28)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 - 幹部と所属職員との意見交換 - 事務所長による啓発 - 他機関が公開している動画・資料等を活用
10	荒川調節池 工事事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長メッセージ(中部地整での不適正事案) ・情報管理整理役職表の年度更新について周知(総務課長) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/28)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
11	荒川下流 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/28)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 - 幹部と所属職員との意見交換 - 事務所長による啓発 - 他機関が公開している動画・資料等を活用
12	京浜 河川事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・防災初動対応に関する説明会と訓練(情報セキュリティ) ※転入者・採用者対象 ・自操運転説明会※登録者対象 ・交通安全講習会(鶴見警察署)※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長と所内課長との個別ミーティング ・事務所長と若手職員(1～4年目)との懇談会 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/28)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全協議会における倫理規程講習※受注者・職員対象 ・人事院資料(マンガで学ぶ！公務員倫理)の紹介※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
13	利根川水系 砂防事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「個人情報の適切な管理の徹底について」注意喚起 全職員あてメール発信 ・「官貸与携帯電話等の取り扱いについて」注意喚起 貸与者あてメール発信 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/11)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全協議会における倫理についての説明※事業者対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
14	日光砂防事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全協議会における国家公務員倫理・発注者綱紀保持に関する講話※受注業者対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
15	富士川砂防事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・他事務所で発生した個人情報等の流出事案を幹部会で紹介 ・自操運転に関する安全教育の実施(総務課長)※全職員対象 ・交通安全講習会(甲府河川国道事務所と合同、甲府警察署)※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/15)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
16	利根川ダム統合管理事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
17	鬼怒川ダム統合管理事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
18	相模川水系 広域ダム管理事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス動画の視聴①(自習) 「発注者綱紀保持規程に定める情報管理のルール」の視聴 ・発注者綱紀保持規程等の職員勉強会(自習) 「発注者綱紀保持の理解度チェック」を確認後、 「発注者綱紀保持セルフチェックシート 応用編」の実施 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス動画の視聴②(自習) 「令和2年度改正(令和4年6月1日施行)公益通報保護法の概要①②」(消費者庁)の視聴 「国土交通省、関東地方整備局における報告・相談窓口等」の確認(自習) 「公益通報」「発注者綱紀保持に関する報告制度」「発注業務に関する不当な働きかけがあった場合」「ハラスメント相談」のサイトを確認 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/21)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス動画の視聴③(自習) 「SNSの誹謗中傷」(政府広報オンライン)の視聴 「SNSの誹謗中傷の対処法等」の確認(自習) ・工事安全協議会における事務所の取組紹介と協力依頼 ※受注業者対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス動画の視聴④(自習) 「個人情報の取り扱いに関するヒヤリハット事例」(政府広報オンライン)の視聴 ・「個人情報の取り扱いルール」の確認(自習)

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
19	二瀬ダム 管理所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(管理所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/28)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内新規採用者対象コンプライアンス講習会 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
20	品木ダム 水質管理所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(管理所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/11)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例  幹部と所属職員との意見交換  事務所長による啓発  他機関が公開している動画・資料等を活用
21	東京 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・東京国道事務所が目指すべき「事務所3本柱」について事務所長訓示 ・コンプライアンス講習会「発注者綱紀保持について」(事務副所長)※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「文書管理及び個人情報保護について」講習(総務課長)※全職員対象 ・工事安全対策協議会でコンプライアンス推進について説明(総務課長)※受注者、占有者、所属職員対象 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/7)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・若手・中堅職員を中心とした組織横断的なチームによるプロジェクトの企画・実施 ・工事安全対策協議会でコンプライアンス推進について説明(総務課長)※受注者、占有者、所属職員対象 ・所内「技術継承会」(幹部職員2名が発表) 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・若手・中堅職員を中心とした組織横断的なチームによるプロジェクトの企画・実施の振り返り等

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例  幹部と所属職員との意見交換  事務所長による啓発  他機関が公開している動画・資料等を活用
22	相武 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) 【第1四半期】 ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・相武国道危機管理マニュアルを各所属経由で配付 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・東京法務局人権研修「パワー・ハラスメントについて」※全職員対象 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/19)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「不当要求防止講習会」(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター事務局長)※全職員対象 ・工事安全対策協議会において、参加業者に対しコンプライアンスの取組について周知(事務副所長) 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・幹部エリアのレイアウト変更
23	首都 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全対策協議会(倫理保持について説明)※幹部職員及び受注業者対象 ・千葉県建設業協会東葛支部との意見交換会(倫理保持について説明)※幹部職員及び受注業者対象 【第4四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(1/9)参加 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
24	川崎 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・事務所が独自に実施した取組 ・Teams(チャット)による所内コンプライアンス講習(コンプラ・カフェ) ※全職員対象 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内コンプライアンス講習会 ・「発注者網紀保持規定・発注者網紀保持マニュアル」について(事務副所長)※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/21)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
25	横浜 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・各所属業務紹介時にコンプライアンス講習を実施(副所長(事務))※全職員対象 ・携帯電話紛失マニュアル(カードタイプ)を作成し、官携帯貸与と職員に配布(総務課) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全協議会にて受注者向けコンプライアンス講習 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/8)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・道路交通法の改正(副所長(事務))※全職員対象 ・入札・契約手続ミス事例講習(契約事務管理官)※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
26	大宮 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンス事例集(携帯版)、コンプライアンスカード配布(総務課長)※全職員対象 ・自操運転に関する安全教育※登録者対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(10/31)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全対策協議会で事業者に対し、発注者網紀保持の取組について紹介(事務副所長) 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
27	北首都 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・北首都国道事務所コンプライアンス推進計画(活動予定)、各種マニュアル等の周知(総務課長)※全職員対象 ・事務所版 危機管理マニュアルの周知(総務課長)※全職員対象 ・関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置、官貸与携帯電話等の取り扱い注意喚起の周知(総務課長) ・携帯電話の紛失に係る注意喚起(事務所長)※幹部職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(10/31)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・工事安全協議会にて国家公務員倫理関係の講義(事務副所長)※関係職員、工事業務受注者等対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
28	千葉 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(1/9)参加 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
29	常総 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 「公文書管理の適正の確保のための取組」説明(総務課長) ・ ※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/22)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
30	宇都宮 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 新規採用者等へのコンプライアンス講習会 ・ 工事安全対策協議会における事業者への協力要請 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 新規採用者等へのコンプライアンスに関する説明 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 不当要求に関する講習会(栃木県警察本部)※全職員対象 ・ 事務所長と若手職員の意見交換会 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
31	長野 国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 特殊車両現地取締に若手職員が同行 ・ 交通安全・自操運転講習※登録者・希望者 ・ 通行規制に係る機器操作講習※転入者・希望者対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/13)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 工事安全パトロールに若手職員が同行

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
32	東京外かく環状国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長訓示(『外環事業周辺地域住民の情報流出と不適切な発言問題』について) ・所内業務説明会におけるコンプライアンスに関する講話(事務副所長) ・事務所内自操運転に関する講習会(講習会欠席者には動画を配信) ・所内徒歩勉強会 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/7)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
33	関東道路メンテナンスセンター	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・コンプライアンスカード所持の確認、不所持者への再配布(全職員へ周知) ・センター長と全職員個々との意見交換会 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(10/31)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・センター長によるコンプライアンス講義※全職員対象

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
34	常陸河川国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・交通安全講習会(自操運転講習会合)※全職員対象 ・情報管理整理役職表の周知・徹底・作成(新年度分) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内講習会「社会資本の戦略的維持管理について」「多自然川づくりについて」※全職員対象 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/4)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・不当要求意見交換会※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
35	高崎河川国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・風通しの取組(第2弾～業務改善編～) ・風通しの良い職場づくりに向けた意見・提言等 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
36	甲府 河川国道事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・交通安全講習会(富士川砂防事務所と合同)※全職員対象 ・コンプライアンス講習会(服務・倫理:(事)副所長) ・山梨県内事業関連首長 事務所長挨拶回り ・現場見学会(神奈川コース)(神奈川・山梨県内の事務所) ・山梨県水防訓練見学(若手職員) ・安全協議会における事業者への協力依頼 ・(事)副所長と総務課・経理課との意見交換会 ・技術エキスパート(トンネル部会)現場視察(勉強会) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・(事)副所長と河川管理課・道路管理第一課・各出張所との意見交換会 ・事務所長と所属長との意見交換会 ・事務所長とスタッフ・官との意見交換会 ・(事)副所長と用地第一・二課との意見交換会 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/15)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・安全協議会における事業者への協力依頼 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
37	関東 技術事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長等幹部と若手職員の意見交換会 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内安全運転講習会※全職員対象 ・所内情報セキュリティ講習会※全職員対象 ・事業者に対する関東地整のコンプライアンス関係取組紹介 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事業者に対する関東地整のコンプライアンス関係取組紹介 【第4四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(1/9)参加 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
38	国営常陸海浜 公園事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/4)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
39	国営昭和記念公園事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会「国営公園の管理について」事務所長より講義 ※全職員対象 ・スキルアップセミナー議題の紹介と発表(調査設計課職員) 「風通し通しのよい職場づくり」について、所属・役職を問わない ランダムな班による班別討論※全職員対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 - 事務所全体会議における所内勉強会「管理瑕疵について」「業務の進め方について」(総務課長による講義) 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/19)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・所内勉強会 昭和記念公園「秋の夜散歩」、武蔵丘陵森林公園「紅葉見ナイト」(園内視察)、首都圏外郭放水路視察 ※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
40	東京第一営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」共有 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長によるコンプライアンスに関する注意喚起メール ※全職員対象 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/7)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
41	東京第二営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」共有 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・事務所長が着任挨拶で「コンプライアンスの推進を含む風通しの良い職場の実現」について抱負を述べる 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
42	甲武 営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」共有 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「官貸与携帯電話紛失時マニュアル(携帯版)」を配付(総務課)※貸与者対象 ・「令和6年度甲武営繕事務所コンプライアンス推進計画」、「危機管理マニュアル[R6, 5版]」、「情報管理整理役職表」の周知(総務課長)※全職員対象 ・「保有個人情報の適切な管理及び官貸与携帯電話等の取り扱いについて」の周知(総務課長)※全職員対象 ・「国家公務員倫理規程の運用の見直し等について」の周知(総務課長)※全職員対象 ・「国家公務員倫理カード[R6.3版]」を配付(総務課長)※全職員対象 ・コンプライアンス・ミーティング(第1四半期)意見交換に際し、事務所長がコンプライアンスに関する訓示 ・「人事異動期における倫理規程上の注意事項について」の共有(総務課長)※事務所長を対象 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・「風通しの良い魅力ある職場づくりの取組」意見交換 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/19)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
43	宇都宮 営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」共有 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・風通しの良い魅力ある職場づくりについて意見交換※幹部職員 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・風通しの良い魅力ある職場づくりについて意見交換※幹部職員以外 ・風通しの意見交換で話しがあった事務官の現場同行を実施 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
44	横浜 営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」共有 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した取組 ・個人情報の適切な管理の徹底についてメールで周知 ・官貸与携帯電話等の取り扱いについてメールにて周知 ・事務所長より訓示。「関東地方整備局職員行動基準」、「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」等について事務所長が説明 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/8)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
45	長野 営繕事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・ 「営繕部コンプライアンス情報」共有 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/13)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
46	鹿島 港湾・空港事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 事務所長がコンプライアンスに関するメッセージを送信 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 年度当初の事務所運営説明会で、総務課長が事務所のコンプライアンス・倫理の取組を紹介 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/16)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 事務所長が綱紀保持に関するメッセージを送信 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
47	千葉 港湾事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 「GW期間中における綱紀の厳正な保持について」の周知(所属長) ・ 情報管理整理役職表の周知 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/19)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ コンプライアンスに関する「一人1標語運動」(行(一)職員) 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
48	東京 港湾事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 事務所内新体制連絡事項説明会(交通事故時の措置、官携帯紛失防止について説明) ・ 官用携帯電話の紛失時マニュアル変更の周知 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/4)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 受注者に向け、コンプライアンスの取組等の紹介

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
49	東京 空港整備事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(1/20)参加 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
50	京浜 港湾事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 転入者向所内説明会 ・ 転入者向所内現場研修 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 転入者向所内説明会 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(11/8)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 転入者向所内現場見学会 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
51	東京湾口 航路事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/17)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
52	特定離島 港湾事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 危機管理マニュアルの周知※管理職員対象 ・ 「GW期間中における綱紀の厳正な保持について」の周知(所属長) ・ 情報管理整理役職表の周知 ・ 令和6年度コンプライアンス計画(活動予定)の周知 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/20)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加
53	横浜 港湾空港 技術調査事務所	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、事務所長)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 「倫理・服務関係資料」をTeamsにより所内展開 ・ 「コンプライアンス週間」の取組等を、所長がメッセージを添えてTeamsにより所内へ展開・指示 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・巡回コンプライアンス講習会(12/12)参加 ・倫理講演会(12/12)参加 ・ 事務所が独自に実施した取組 ・ 倫理規程に関連する身近な事例をTeamsにより所内へ紹介 ・ ※全職員対象 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 - 幹部と所属職員との意見交換 - 事務所長による啓発 - 他機関が公開している動画・資料等を活用
54	本局 防災室・災害対策マネジメント室 総務部 企画部	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、統括防災官等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容
		※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 - 幹部と所属職員との意見交換 - 事務所長による啓発 - 他機関が公開している動画・資料等を活用
	建政部 河川部 道路部	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・「個人情報の取扱」について注意喚起 (部長→幹部職員、各所属長→所属職員) ・「国家公務員倫理規程」について注意喚起 (部長→幹部職員、各所属長→所属職員) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例意見交換、コンプライアンス・ミーティング実施 ・部内の風通しを良くするため、毎週1回、道路部幹部会の場で各課の懸案・課題を見える化し、幹部間で意見交換、方針決定 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・道路部幹部会を通じて、部長から倫理規程の遵守徹底や、自治体向け局長文書の配布等呼びかけ 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 ・道路部幹部会を通じて、部長から倫理規程の遵守徹底や、コンプライアンス講習会の受講を呼びかけ 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 ・道路部幹部会を通じて、部長から倫理月間における取組の周知や年末年始の綱紀保持を呼びかけ 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

NO.	事務所名	主な取組内容 ※太字は独自の取組 ※着色は特に横展開が可能なもの 凡例 幹部と所属職員との意見交換 事務所長による啓発 他機関が公開している動画・資料等を活用
	港湾空港部 営繕部 用地部	【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 ・官用携帯の適切な管理運用の徹底について(幹部職員に周知) ・人事異動期における倫理規程上の注意事項について(周知) 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 ・営繕部が独自に作成した資料の配付・再周知 ・「営繕部コンプライアンス情報」の発行 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加 【第1,第2,第3,第4四半期共通】 ・公務員不祥事事例紹介、コンプライアンス・ミーティング実施 【第1四半期】 ・第1回コンプライアンス講習会(4/9、部長等)参加 ・コンプライアンス週間(6/3～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・第3回コンプライアンス講習会(9/17)参加 【第3四半期】 ・倫理講演会(12/12)参加 【第4四半期】 ・第4回コンプライアンス講習会(2/14)参加

令和6年度 第1回本局コンプライアンス講習会 実施報告

<趣旨>

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書(令和3年11月5日)」を受け、令和4年度から、関東地方整備局コンプライアンス推進計画において、年度最初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施することを推進施策として追加。

本局の幹部や事務所等の長のコンプライアンス意識を、より一層高めることを狙いとし、弁護士 熊田 均 氏を講師に迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

日時: 令和6年4月9日(火) 15時00分から15時30分

形式: 対面及びWeb形式(Teams Web会議機能)での同時配信映像を視聴

※全体事務所長会議の開催方式に倣う。

講義会場: さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室

<対象職員及び視聴人数>

対象職員: 78人 内訳: 本局の幹部 25人、事務所等の長 53人

視聴人数: 78人 内訳: 会場受講 61人

Web形式での同時配信映像を視聴した人数 16人

録画映像を4月10日配信 1人

<標題及び講師>

標題: 再発防止策の提言に関連して

講師: 弁護士 熊田 均(愛知県弁護士会所属)

(中部地方整備局アドバイザー委員会委員長)

<講習会次第>

(1) 局長挨拶 (2) 講師紹介 (3) 講義 30分

<講義内容>

(1) 中部地方整備局不正事案の概要

(2) 再発防止策提言について

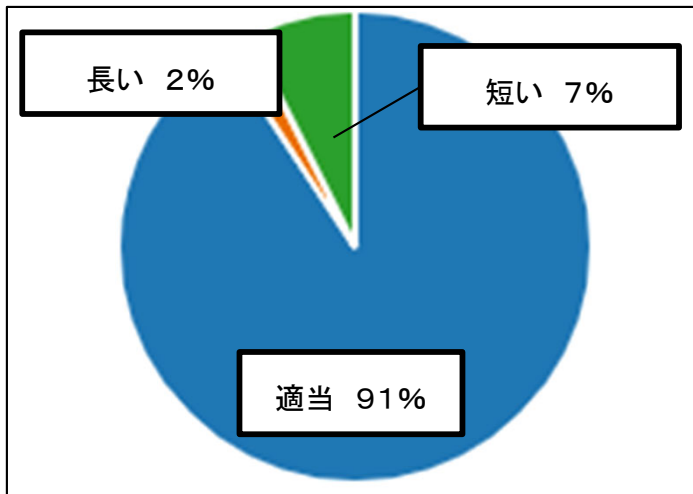
(3) まとめ ～幹部職員の皆様へ～

第1回本局コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

回答率 69% (54人/78人)

講習時間

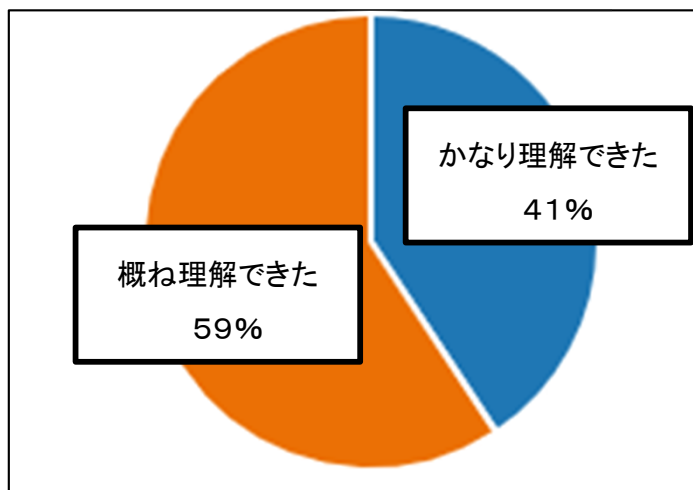


【受講風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館
14階災害対策本部室



理解度



2. 意見等(要約)

良かった点

講師の説明・解説がわかりやすく、理解が深まった。

身近なところで発生した不正事案について紹介して頂く事により、我が事として考えることができた。

具体の事例に基づいた講習では、制度上や心構え上での問題点が明確かつ自身を省みることにつながるため今後もこのような形で実施いただきたい。

このような講習会は継続して実施して頂けると良いと思う。

要望等

違反しているのかどうか判断に迷うような事例(結果として処分された事例・処分されなかった事例)について解説いただいたほうが今後の参考になると感じた。

再発防止策等を提言する上での講師の考えや、とりまとめの経過など、より詳しく聞きたかった。

なるべく具体的に、わかりやすく、そしてできれば楽しく学習できるように工夫すると効果が高くなると思う。

【コンプライアンス週間における実施】

令和6年度 第2回コンプライアンス講習会
実施結果報告

＜趣旨＞

令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、入札談合防止に関する正しい理解を深め、入札契約業務に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、公正取引委員会事務総局職員を講師に迎え講習会を実施。

＜開催日時及び形式＞

開催方法・日程：イントラ掲載映像（52分）の視聴

重点視聴期間6月3日（月）～6月21日（金）

＜標題及び講師＞

標題： 入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

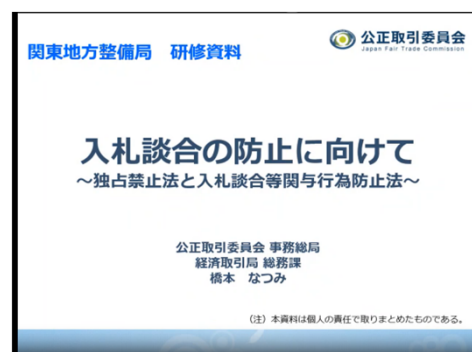
講師： 公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 調整係長 橋本なつみ 氏

＜講習内容＞

- （1）独占禁止法と入札談合とは
- （2）入札談合等関与行為防止法
 - ・入札談合等関与行為
 - ・行政上の措置
 - ・入札談合等関与行為の背景・要因
- （3）官製談合事件の紹介
 - ・国土交通省がにおける事例
- （4）職員による入札等の妨害（刑事罰）
- （5）官製談合防止に向けて（まとめ）

【講義画面】

公正取引委員会事務総局
会議室よりWeb形式にて講義



＜視聴人数＞

3,341人

（参考：視聴人数推移）

- ・令和5年度第5回ハラスメント防止：LIVE配信及びイントラ掲載3,087人
- ・令和5年度第3回情報セキュリティ：LIVE配信及びイントラ掲載3,064人
- ・令和5年度第2回官製談合防止：イントラ掲載2,095人

第2回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について

受講者

アンケート回答数 3,341件

期間業務職員 14%

係員 16%

係長クラス(専門員、主任など)
25%

部長クラス(事務所長、
副所長など) 6%

課長クラス(課長、
出張所長など) 19%

課長補佐クラス(専門調査官、
監督官、専門官、専門職など) 20%

満足度〔今後役に立つか〕

どちらとも言え
ない 6%

あまり役立た
ないと思う 1%

多少役立つ
と思う 27%

役立つと思う
66%

理解度

どちらとも言え
ない 7%

やや理解しに
くかった 1%

比較的理解
しやすかった
47%

理解しやすかつ
た 46%

2. 意見等(要約)

自分の身を守るために、必要な知識を学ぶことが出来た。

今後働いてく上で注意すべきことが多くあり意識が高まった。

発注者における毅然とした態度を示す事が必要と感じた。

若手職員に官製談合防止法・独占禁止法ができた背景が理解できて良い。

自由な時間にイントラから視聴できるのは良い。

同じような内容であっても、重要なので繰り返し行うべき。

マンネリ化しない工夫は必要(事例紹介を多くするなど)。

令和6年度 第3回本局コンプライアンス講習会 実施報告

<趣旨>

令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

本講習会は、職員に対してより専門的な知識を習得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、外部講師（弁護士）を迎え講習会を実施。

<開催日時及び形式>

- ①：対面（本局（さいたま庁舎）職員対象）& Teamsライブイベント機能の同時配信映像視聴
令和6年9月17日（火）15時30分から16時30分
- ②：イントラ掲載①録画映像の視聴
重点視聴期間9月18日（水）～10月4日（金）

<標題及び講師>

標題：「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」
～ 企業不祥事の抑止との比較の視点から VIII～
— セクハラ対策に関する男女雇用機会均等法等と
セクハラ抑止のための裁判例 —

講師：阿部記念法律事務所 弁護士 阿部 鋼 氏
（関東地方整備局発注者綱紀保持担当弁護士）

<講義内容>

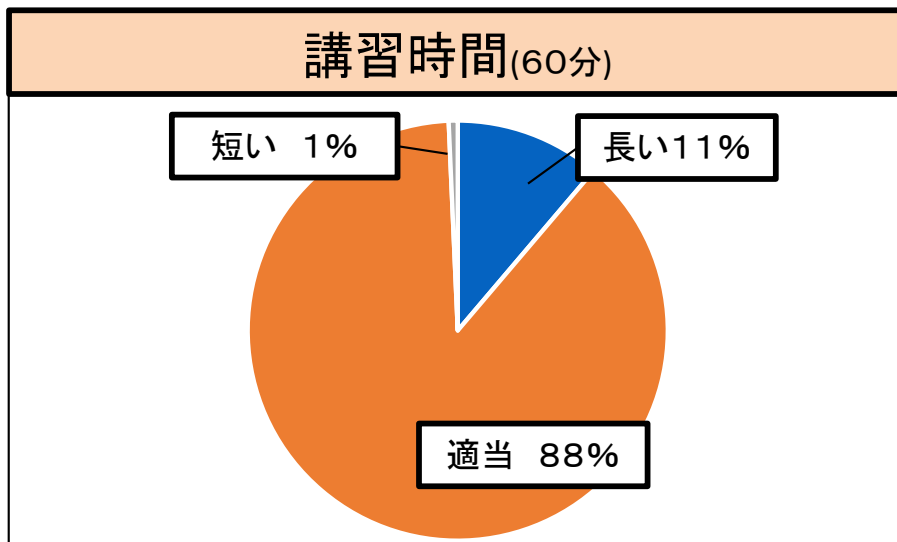
- ・職場におけるセクハラ及びその対応
（厚生労働省指針及び人事院ホームページの概要）
- ・セクハラに関する裁判例
（性に関連する発言に関する裁判例、
身体的接触行為に関する裁判例）

【講義風景】

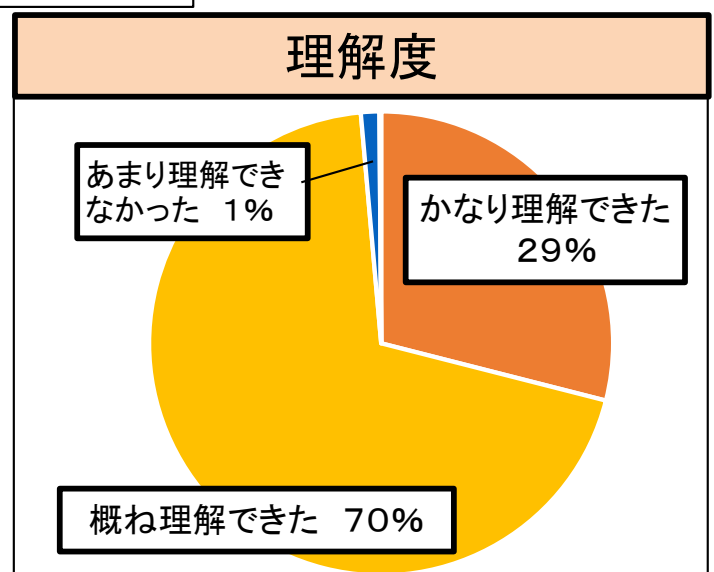
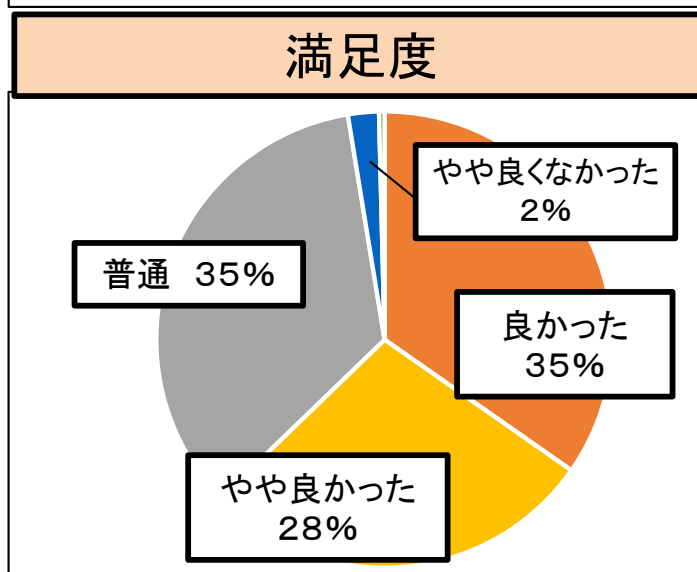


第3回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について



アンケート回答数
3354件



2. 意見等(要約)

具体的な裁判事例を示しながらの解説はわかりやすかった。

年齢が上がり、部下を持つようになったため、気を付けるべき点を把握できた。
意識を改める良い機会になった。

事例にあるようなセクハラがまだあるということに驚いた。

表面上迎合するような態度はとらないほうがよいという点が勉強になった。

「職場での性的発言は必要無い。」という話が、当たり前だが印象的だった。
結論が簡潔でわかりやすかった。

最近はセクハラよりパワハラの方が圧倒的に多いので、どこまでがパワハラかというような講義を聞きたい。

もう少し最新で実際の身近な事案を知りたかった。

次回は、最近話題の公益通報や著作権・著作者人格権をテーマとした講義を聞きたい。

法律的要素(専門用語)が多い。

資料の作り方や見せ方などについての要望。

令和6年度 第4回本局コンプライアンス講習会 実施報告

<趣旨>

令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画における、推進施策の一つとして、コンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

本講習会は、各職員の情報セキュリティに関する理解を促進し、情報管理の徹底を図ることを目的として、情報セキュリティ業務を担当する職員を講師として講義を実施。

<開催日時及び形式>

- ①: Web形式(Teamsタウンホール機能)での同時配信映像を視聴
令和7年2月14日(金)15時00分から15時40分
- ②: イントラ掲載①録画映像の視聴
重点視聴期間2月17日(月)～3月19日(水)

<標題及び講師>

標題: 情報セキュリティについて

講師: 内部講師(関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会事務局)による講義
企画部 情報通信技術課 電気通信管理主査 山谷 明範

<講義内容>

- ・情報セキュリティポリシーについて
情報の格付、生成AIの利用
情報セキュリティインシデント
- ・情報セキュリティの脅威
(動画)サイバー攻撃、Dos攻撃
標的型メール、フィッシングメール
※講義中にMicrosoft Formsを使用した確認テストを実施

【受講者画面】

本局コミュニケーションルームより
Web形式にて講義

機密性 2 情報

令和6年度
第4回コンプライアンス講習会

情報セキュリティについて

令和7年2月14日

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

確認テスト (Microsoft Forms)

確認テスト

ITパスポート試験に挑戦してみましょう
確認テスト 10問 (約10分)
<https://forms.office.com/r/06uaTnj1cM>

チェックして送信するメールアドレス
宛先メールアドレスが指定されています

自分の回答について確認メールを送信する

送信後や結果の表示中も、回答は保存されます。

結果を表示 回答を保存する

回答を保存してからも後からでも、別の回答と回答が可能です。

<視聴人数>

2,912人

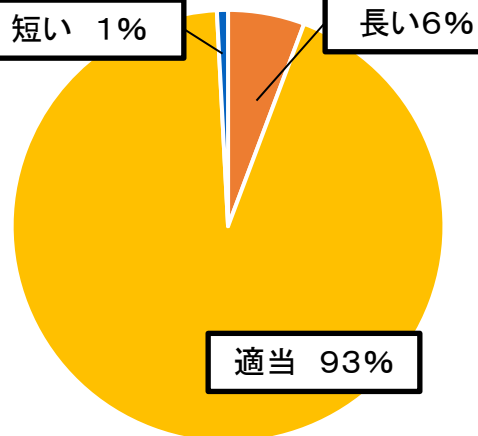
内訳

1,539人 ※Web形式での同時配信映像を視聴した人数
1,373人 ※イントラ掲載の録画映像を視聴した人数

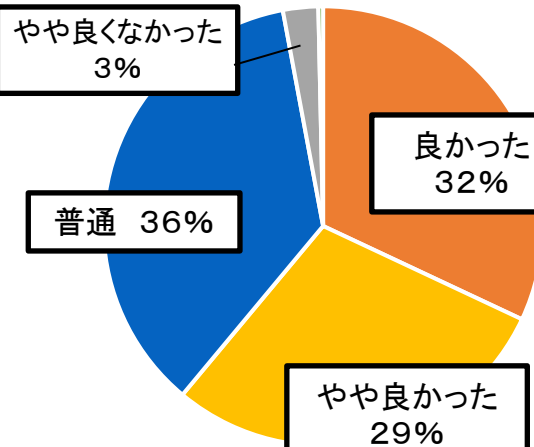
第4回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

アンケート回答数 2,901件

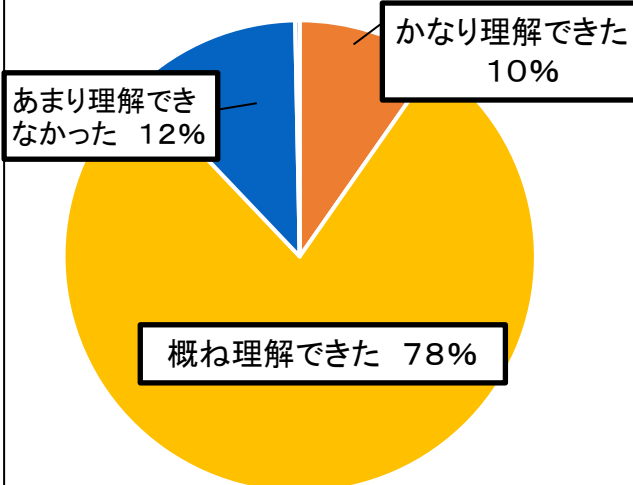
講習時間(40分)



満足度



理解度



令和6年度 事務所等巡回コンプライアンス講習会 実施結果報告

日 時：令和6年10月31日～令和7年1月20日

対面又はWeb形式にて実施

構 成：第1部 講義、第2部 コンプライアンス・ミーティング、第3部 幹部意見交換

実施単位：複数事務所合同にて実施。（単独事務所開催も一部あり。）

講 師：適正業務管理官 又は 港政調整官

コンプライアンス指導者－第2、3部での進行補助

参加者：2,753名

<第1部 講義の内容>

全職員を対象として対面またはWebで実施

テーマ『コンプライアンスについて』

- ・公務員の不祥事事例（不祥事の結末）
- ・発注者綱紀保持規程（規則・ルール、事業者との対応ルール、不当な働きかけへの対応）等



<第2部 コンプライアンス・ミーティングの内容>

管理職員が対面で意見交換を実施

テーマ『部下職員のコンプライアンス意識醸成について』

ポイント

- ・自ら率先してコンプライアンスを遵守する
- ・事業執行をコンプライアンスに優先させない
- ・相談しやすい雰囲気づくり（風通しのよい職場作り）



<第3部 事務所幹部による意見交換の内容>

参加者：事務所長、副所長（事務・技術）

主に以下の点について確認しながら意見交換を実施

- ・コンプライアンスの基本的な考え方
- ・コンプライアンス各種取組状況
- ・事業者との対応について
- ・各種取組のフォローアップの実態

【実施状況】

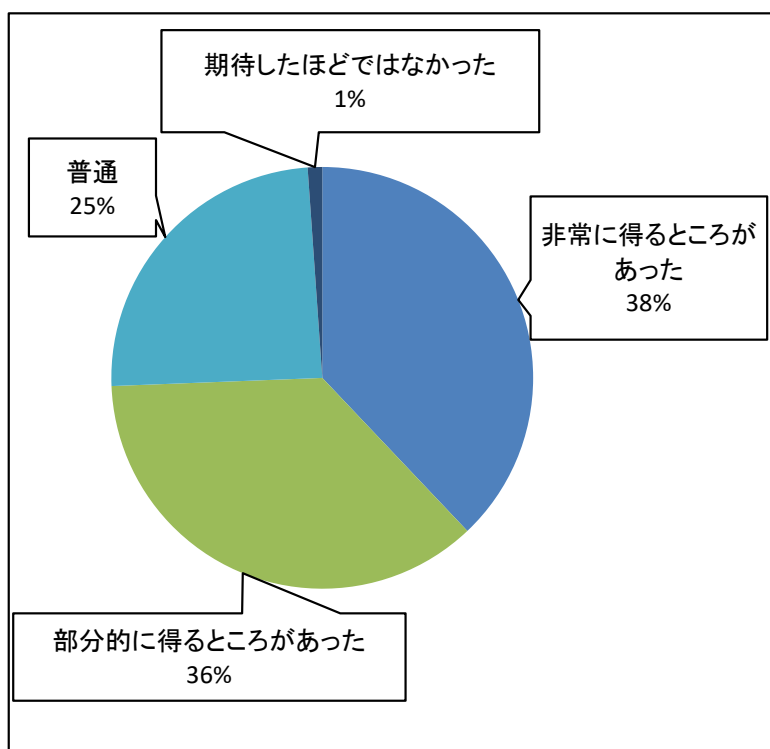
No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者（講師）	幹部ヒア	備考
1	R6.10.31	北首都国道事務所	全職員	51	適正業務管理官	第11回推進本部会議	コンプライアンス指導者
2	R6.10.31	大宮国道事務所	全職員	67	適正業務管理官	第9回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
3	R6.10.31	関東道路メンテナンスセンター	全職員	14	適正業務管理官	第12回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
4	R6.11.6	下館河川事務所	全職員	74	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
5	R6.11.6	利根川上流河川事務所	全職員	116	適正業務管理官	（一般監査）	コンプライアンス指導者
6	R6.11.7	東京国道事務所	全職員	145	適正業務管理官	第7回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
7	R6.11.7	東京外かく環状国道事務所	全職員	57	適正業務管理官	第2回推進本部会議	コンプライアンス指導者
8	R6.11.7	東京第一営繕事務所	全職員	18	適正業務管理官	第7回推進本部会議	コンプライアンス指導者
9	R6.11.8	横浜国道事務所	全職員	123	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
10	R6.11.8	川崎国道事務所	全職員	39	適正業務管理官	第5回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
11	R6.11.8	横浜営繕事務所	全職員	17	適正業務管理官	第12回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
12	R6.11.8	京浜港湾事務所	全職員	69	港政調整官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
13	R6.11.15	甲府河川国道事務所	全職員	120	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
14	R6.11.15	富士川砂防事務所	全職員	35	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
15	R6.11.20	江戸川河川事務所	全職員	105	適正業務管理官	（一般監査）	コンプライアンス指導者
16	R6.11.20	東京第二営繕事務所	全職員	17	適正業務管理官	第1回推進本部会議	コンプライアンス指導者
17	R6.11.21	京浜河川事務所	全職員	102	適正業務管理官	第8回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
18	R6.11.21	相模川水系広域ダム管理事務所	全職員	18	適正業務管理官	第5回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
19	R6.11.22	霞ヶ浦導水工事事務所	全職員	43	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
20	R6.11.22	常総国道事務所	全職員	56	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
21	R6.11.28	荒川上流河川事務所	全職員	119	適正業務管理官	第2回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
22	R6.11.28	荒川下流河川事務所	全職員	83	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
23	R6.11.28	二瀬ダム管理所	全職員	4	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
24	R6.11.28	荒川調節池工事事務所	全職員	35	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
25	R6.12.4	久慈川緊急治水対策事務所	全職員	29	適正業務管理官	（一般監査）	コンプライアンス指導者
26	R6.12.4	常陸河川国道事務所	全職員	126	適正業務管理官	第1回推進本部会議	コンプライアンス指導者
27	R6.12.4	国営常陸海浜公園事務所	全職員	11	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
28	R6.12.4	東京港湾事務所	全職員	30	港政調整官	第7回推進本部会議	
29	R6.12.11	利根川水系砂防事務所	全職員	50	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
30	R6.12.11	品木ダム水質管理所	全職員	8	適正業務管理官	第11回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
31	R6.12.12	霞ヶ浦河川事務所	全職員	58	適正業務管理官	第6回推進本部会議	コンプライアンス指導者
32	R6.12.12	利根川下流河川事務所	全職員	88	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
33	R6.12.12	横浜港湾空港技術調査事務所	全職員	25	港政調整官	巡回講習会	
34	R6.12.13	長野国道事務所	全職員	44	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
35	R6.12.13	長野営繕事務所	全職員	6	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
36	R6.12.16	鹿島港湾・空港整備事務所	全職員	36	港政調整官	（一般監査）	コンプライアンス指導者
37	R6.12.17	東京湾口航路事務所	全職員	30	港政調整官	巡回講習会	

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者（講師）	幹部ヒア	備考
38	R6.12.19	相武国道事務所	全職員	74	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
39	R6.12.19	国営昭和記念公園事務所	全職員	30	適正業務管理官	第6回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
40	R6.12.19	甲武宮繕事務所	全職員	17	適正業務管理官	第8回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
41	R6.12.19	千葉港湾事務所	全職員	26	港政調整官	第6回推進本部会議 （一般監査）	
42	R6.12.20	渡良瀬川河川事務所	全職員	55	適正業務管理官	第4回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
43	R6.12.20	高崎河川国道事務所	全職員	84	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
44	R6.12.20	利根川ダム統合管理事務所	全職員	57	適正業務管理官	第10回推進本部会議	コンプライアンス指導者
45	R6.12.20	鬼怒川ダム統合管理事務所	全職員	16	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
46	R6.12.20	宇都宮国道事務所	全職員	80	適正業務管理官	第4回推進本部会議	コンプライアンス指導者
47	R6.12.20	日光砂防事務所	全職員	13	適正業務管理官	第9回推進本部会議	コンプライアンス指導者
48	R6.12.20	宇都宮宮繕事務所	全職員	10	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
49	R6.12.20	特定離島港湾事務所	全職員	20	港政調整官	第8回推進本部会議	
50	R7.1.9	首都国道事務所	全職員	57	適正業務管理官	巡回講習会	コンプライアンス指導者
51	R7.1.9	千葉国道事務所	全職員	50	適正業務管理官	第3回推進本部会議	コンプライアンス指導者
52	R7.1.9	関東技術事務所	全職員	25	適正業務管理官	第10回推進本部会議 （一般監査）	コンプライアンス指導者
53	R7.1.20	東京空港整備事務所	全職員	71	港政調整官	第3回推進本部会議	
			合計	2,753			

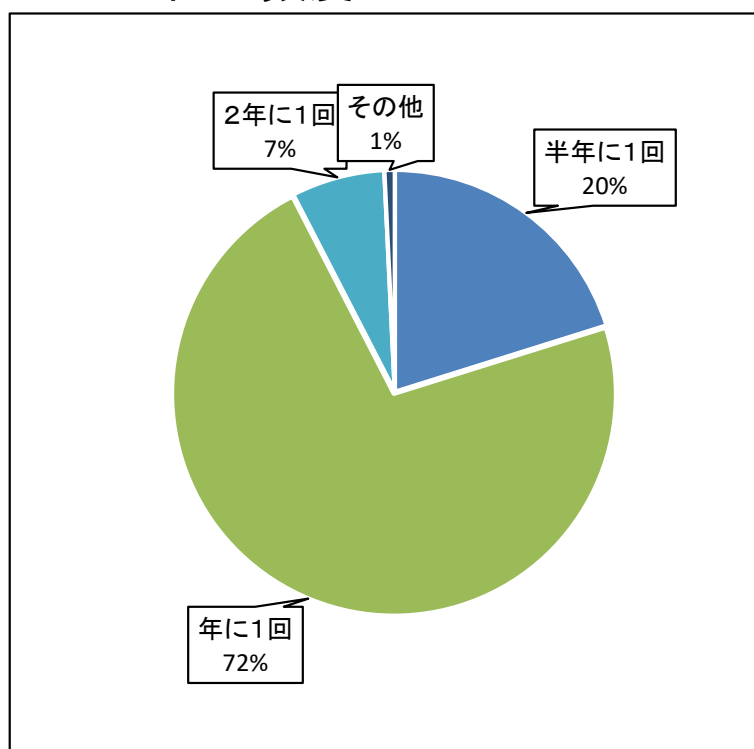
巡回コンプライアンス講習会についてのアンケート集計結果

アンケート回答1,983件

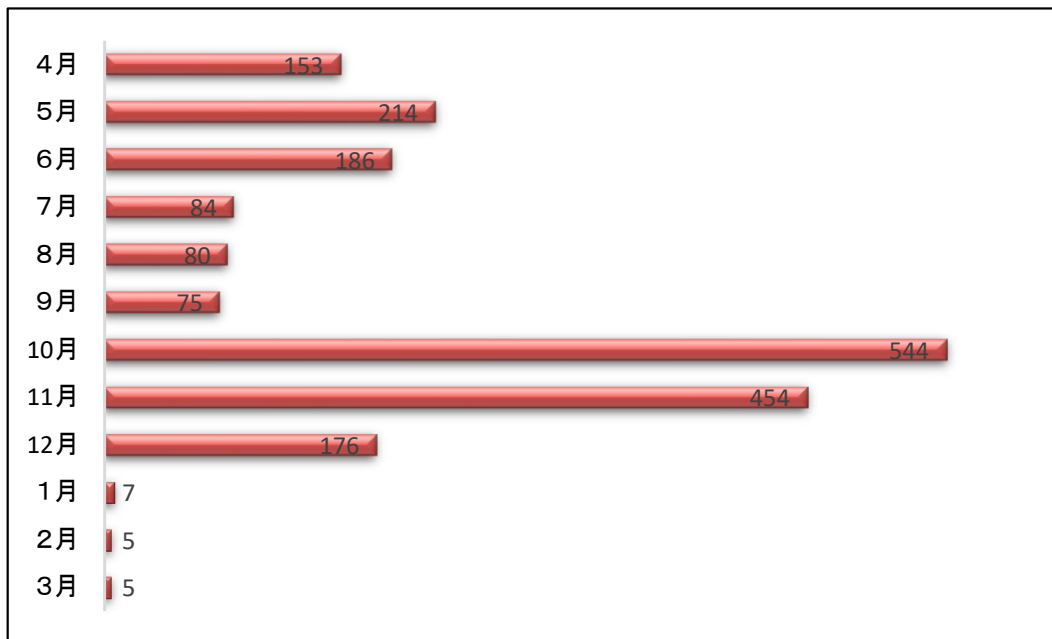
参考の程度



巡回の頻度（望ましいと思うもの）



巡回の時期(望ましいと思うもの)



【第2部 コンプライアンス・ミーティングについて】(要約)

【意見】

- ・複数事務所の横断的な実施は非常に貴重で得るところがあった
- ・技術系の講師(コンプライアンス指導者)による助言は参考になる
- ・(国道と営繕など)他事務所との合同開催により、違った視点の意見は大変参考になる
- ・管理職向けのミーティングは定期的に必要
- ・役職や年齢層が幅広い参加者でミーティングを行うことも、異なる視点の考えや意見を聞く良い機会になるのでは

【提案・要望】

題材

- ・出来るだけ具体的な題材を希望
- ・ハラスメント関係
- ・過去の事例
- ・コンプライアンスについての成功事例

参加者・実施方法

- ・(昨年度より)若手、管理職と実施したので、周期的に全員が参加できるよう配慮を
- ・役職を縦断した(幅広い年齢構成を意識した)ミーティング
- ・1班5名程度が適当
- ・もう少し時間をかけて議論し、班数を増やしても良い

令和6年度 関東地方整備局適正業務管理官から配信したコンプライアンスに関する情報

1) 「コンプライアンスの日」を新設(毎月)

毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」とし、各種情報をポップアップやイントラに掲載して配信した。

①「公務員の不祥事等」を配信

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を月毎に取りまとめて配信した。また、好事例等があれば併せて配信した。

②簡易セルフチェック

毎月2問、身近なテーマを中心に、コンプライアンスに関連する設問を提供した。

2) コンプライアンス推進本部会議の会議資料(毎月)

各事務所の取組については、推進本部会議で発表される事例をイントラに掲載した。

3) コンプライアンス・ミーティングの題材提供(四半期毎)

以下の各テーマについて、期間業務職員も共に意見交換が出来るよう配慮したミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

◇第1四半期 ・発注事務に関する情報の適切な管理について
・守秘義務

◇第2四半期 ・不当な働きかけ(工事内容の変更に関する事業者からの要求)
・窓口対応

◇第3四半期 (国家公務員倫理月間において行う意見交換)

◇第4四半期 ・業務引継について
・情報セキュリティについて

4) 資料DVDの貸出等

所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出し。

また、職員が各々適時視聴できるよう、著作権の2次使用許諾を得た映像教材を、イントラネットを活用して配信した。

令和6年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講 師	講義時間 (分)	受講者数 (人)
1	基幹	新規採用職員（一般職）	R6.4.2	コンプライアンス・情報公開	適正業務管理官等	50	185
			R6.4.3	情報セキュリティ	企画部 情報通信技術課 電気通信 管理主査	50	
			R6.4.3	公務員制度（服務・倫理、ハラスメント防止、ワーク ライフバランス、人事評価、障害者差別解消法 等）	総務部 人事課 課長補佐等	140	
			R6.4.5	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	50	
2	基幹	管理能力向上（上期）	R6.4.22	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	50	90
3	基幹	事務職員（一般職）	R6.5.15	個人情報・危機管理	総務部 総務課長	30	50
			R6.5.15	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	
			R6.5.15	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
4	基幹	建設技術（中級）	R6.5.23	コンプライアンス・公文書管理・情報公開 （※班別討議により実施）	適正業務管理官等	50	16
5	基幹	管理能力向上（下期）	R6.5.23	ハラスメント防止・ワークライフバランス推進	人事計画官	60	84
6	基幹	建設技術（初級）後期	R6.10.4	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	106
7	基幹	初任係長	R6.10.7 R6.10.29	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	132
			R6.10.7 R6.10.29	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	30	
			R6.10.9 R6.10.31	コンプライアンス （※班別討議により実施）	適正業務管理官等	60	
8	基幹	一般職員能力向上	R6.10.23	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	79
			R6.10.23	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
9	基幹	建設技術（係長）	R6.9.6	コンプライアンス・公文書管理・情報公開 （※班別討議により実施）	適正業務管理官等	60	32
10	実践	行政情報システム運用管理	R6.5.17	行政情報システムについて	企画部 情報通信技術課 システム運営係長	50	42
11	実践	ハラスメント相談員	R6.5.22	ハラスメントについて	外部講師	210	90
12	実践	契約事務管理	R6.9.26	コンプライアンス及び講評	契約課長	30	15
13	実践	情報公開・個人情報保護	R6.9.12	個人情報保護法	総務部 総務課 建設専門官	70	72
14	基礎	情報セキュリティ	R6.6.17	情報セキュリティ基礎	企画部 情報通信技術課 電気通信 管理主査	60	21
15	－	用地マネジメントセミナー	R6.7.11	コンプライアンス	適正業務管理官	40	19
			R6.7.11	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	20	
15研修 24講義							1033

令和6年度において本局各部が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	主な対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R6.4.17	副所長・総務課長会議	副所長 総務課長	129	適正業務管理官	「令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」
2	R6.4.24	用地担当管理者会議	用地担当課長	84	適正業務管理官	「関東地方整備局におけるコンプライアンス構成等」
3	R6.6.19	経理担当課長等会議	経理担当課長	90	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
4	R7.3.19	経理・契約実務講習会	会計・契約 事務初任者	103	適正業務管理官	「発注者綱紀保持について」
計				406		

令和6年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 実施結果報告

別紙9-1

実施期間: 令和6年6月3日(月)～6月7日(金)

今年度の「関東地方整備局コンプライアンス週間」においては、職員が個々に各取組項目にアクセスするよう工夫し、自主的に実施されることを図った。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導【別紙1】

- ・各職員の行政パソコンログイン時に、週間の趣旨と各種取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示。
- ・関東地整ポータル(ガルーン)でのお知らせ及びリンクの掲載。
- ・各部署からメールでお知らせ及びリンク先URLの送付。

2. コンプライアンス指導者による意見交換会(対面＋Web形式)

- ・コンプライアンス指導者(19名)が、今年度のコンプライアンスに関する役割や分担、取組について意見交換会を実施。

3. 外部講師による講習会の実施(Web形式)【別紙2】

- ・外部講師(公正取引委員会事務総局 職員)による講習会を、Microsoft Teamsで予め録画。
- ・録画映像及び講義テキストをイントラに掲載し、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。

4. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

- ・情報管理を含め、普段は意識していないが身近なものを設問として用意。
- ・設問、回答フォームにMicrosoft Formsを活用し、結果は本局で集計。
- ・所属毎にFromを分け、各総務担当者がリアルタイムに実施状況を把握し、未実施者へのフォローアップがしやすいように工夫。
- ・解説、正答率をイントラに掲載。

5. コンプライアンスに関する映像配信

- ・配信映像はイントラに掲載し、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。
- ・イントラネットの映像視聴用URLへのリンクを掲載したポップアップ画面表示や関東地整ポータル(ガルーン)のお知らせなどから視聴。

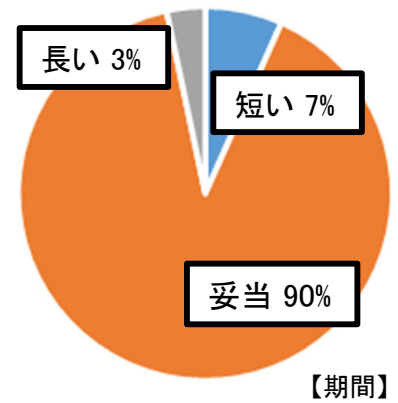
6. コンプライアンス週間取組に関するフォローアップ

- ・コンプライアンス週間の取組について、Microsoft Formsにて実施報告。
- ・所属毎にFromを分け、各総務担当者がリアルタイムに実施状況を把握し、発注者綱紀保持に関する自己点検と合わせ、未実施者へのフォローアップがしやすいように工夫。

週間に関するアンケート 集計結果

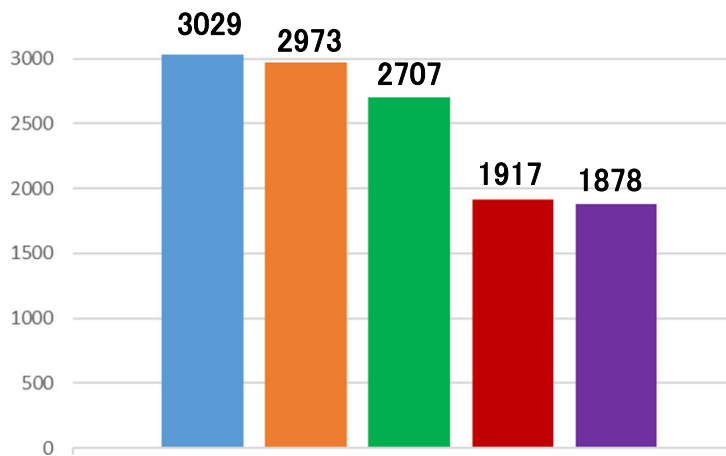
1. 週間の設定時期及び期間について

- ・録画映像視聴期間は若干間延び感がある。
- ・年度の早い時期に実施することは適切である。
- ・会検準備等で忙しく、事務所として力をいれづらいところがあった。
- ・週間が結局月間化しているとの声がある。
- ・業務によっては立て込んでいる時期のため、もう少し遅くても良い。
- ・本来は、少しでも早い時期に行った方が良いが、
人事異動等もあるので現在の時期が適当だと思う。

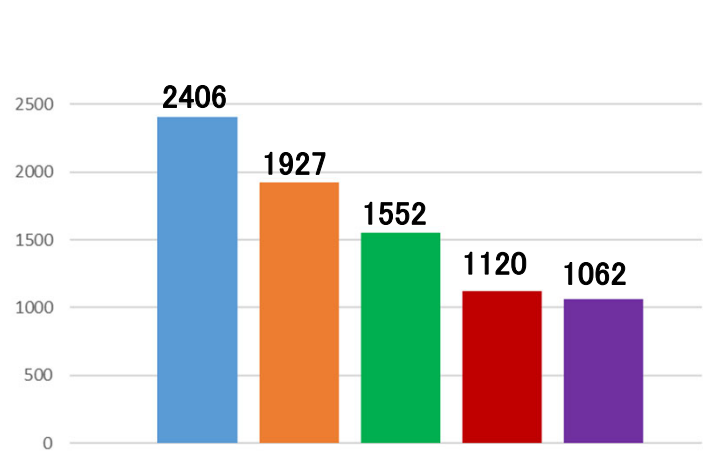


2. 各種取組について

実施(視聴)した取組 (複数回答可)



良いと思った取組 (複数回答可)



凡例

- 発注者綱紀保持セルフチェックを実施
- ポップアップメッセージの確認
- 講習会視聴「入札談合の防止に向けて」
- 映像視聴「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」
- 映像視聴「アニメで再現 不祥事の防止・再発防止シリーズ」

取組	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示による周知	・毎日PCを起動すると必ず目に入るため。 ・認知度が上がり、失念されにくい。	
発注者綱紀保持セルフチェック	・認識の違いが確認できた。 ・良問があった。 ・あまり時間がかからなくて良い。	・使われている言葉が難しいものがあった。
講習会「テーマ:入札談合の防止に向けて」	・業務に合わせて都合の良い時間に受講出来た。 ・公正取引委員会の方が直接解説してくれたのは良い。	・時間が長い。
コンプライアンスに関するDVD映像配信	・誤った事例と正しい事例があってわかりやすい。 ・アニメによる解説はわかりやすい。	・視聴映像は過去に何回も見ただので、違う映像を希望。(ハラスメント、クレーム対応etc.) ・今の話題に即した映像にして欲しい。 ・映像の時間が長く、業務多忙で視聴できなかった。

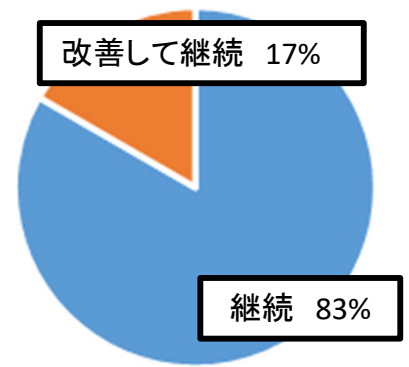
3. 来年度以降の取組継続について

【肯定的な意見・理由】

- ・ 毎年度繰り返し行っている事で全体的に意識付いてきていると感じる。繰り返し行う事が意識向上になると感じている。
- ・ コンプライアンスは繰り返し学ぶことに意義がある。
- ・ 分かっているようで、いざとなると分からないことも多々あるし、実質、減多に体験しないことなので理解が進まない部分があるのも事実であり、継続することで理解促進に繋がると思われる。
- ・ 全体的な取組の方が参加しやすい。
事務所独自で行事を行うのは難しい。

【改善についての意見・理由】

- ・ 周知や実施方法について、とりまとめをする筆頭課の負担が大きい。
- ・ フォローアップの方法はポップアップのみ。(所属担当者の負担を軽減)
- ・ 強化週間は事務所のイベント状況により適宜設定などもよい。
- ・ 取組みのボリュームに比べ期間が短いと感じた。
- ・ 自治体・民間出向者等が一定数いるため、なるべく年度の早い時期に実施してもらいたい。



【取組継続の是非】

4. その他(コンプライアンス週間について 自由記述)

【実施方法について】

- ・ 録画で好きな時間に視聴できたのは良い。
- ・ セルフチェックの回答率が悪い項目に関して特化した講習(問6、7、8関係)。
- ・ コンプライアンス教材映像配信について、無理にTeams配信しなくてもよいのでは。
- ・ コンプライアンス動画(過去と同じもの)の視聴について、何らかの工夫が必要。
- ・ 講習会の映像が長く感じられた。
- ・ 映像視聴が3件、フォームズ回答が2件とやることが多いと感じた。

【週間等について】

- ・ コンプライアンスに対する意識を高めることができ大変有意義だった。
- ・ 集中的に取り組むことによる一定の効果があると思われる。
- ・ 講習など強制ではないので参加者が増えない。
- ・ 何か必ず参加してもらえるような方法があると良いが担当レベルではなかなか思い浮かばない。
- ・ 毎年同じ方法や周知だと読み流して効果は期待できず、とりまとめ等の改善を検討いただきたい。
- ・ 当該週間に実施できない事情のある職員もいるためフォローアップ期間が必要。
- ・ コンプライアンスに対して一定の意識を持ってもらうためには定期的に行う必要がある。
- ・ コンプライアンスについては、事務系が一生懸命取り組みを考えて推進しているというのが現状だが、本来はもっと技術系に主体的に関わってもらわないといけないことで、そこがもう少しどうにかできないかと感じている。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導

行政PCポップアップ

適正業務管理官室からのお知らせです（ガルーンからもご覧いただけます。）

6月3日（月）から6月7日（金）までは

「関東地方整備局コンプライアンス週間」です。

日頃からの意識付けが大切ですが、特に週間中は集中して取組を行い、改めてコンプライアンスに対して職員の皆さんの認識を高めていただきたいと思います。

☆☆コンプライアンス講習会開催☆☆

録画映像による聴講（約52分）

週間中に[こちらから](#)ご覧ください。

（講義テキストは[こちらからダウンロード](#)してください。）

☆☆発注者綱紀保持に関するセルフチェック実施☆☆

以下からリンク先へ移動し、該当する所属名をクリックしてご回答ください。

[発注者綱紀保持に関するセルフチェック](#)

ガルーンへの掲載

★【お知らせ】令和6年度コンプライアンス週間の実施について

カテゴリー：お知らせ

差出人：適正業務管理官室

作成日時：2024年06月03日（月）08:33

更新日時：2024年06月03日（月）08:33

1. コンプライアンス講習会（別途ポップアップ表示でも案内）

内容：官製談合防止法・独占禁止法について

講師：公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課 調整係長 橋本なつみ 様

対象：全職員

方法：オンライン形式（録画映像配信）

[◇コンプライアンス講習会◇](#)

2. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施（別途ポップアップ表示でも案内）

内容：発注者綱紀保持セルフチェック（週間最終日にイントラ掲載）

対象：全職員

方法：Microsoft Formsにより以下リンクから実施（該当する所属名をクリック）

☆[発注者綱紀保持セルフチェック](#)☆

各部署から所属職員へのメール

6月3日から7日までは「関東地方整備局コンプライアンス週間」です。

講習会や自己点検等、下記のとおり執り行われますので各自取り組んでください。また、総務課の皆様におかれましては、先日案内したとおりコンプライアンスミーティングを行いますので参加願います。コンプライアンスは繰り返し学ぶことが大切です。本週間で改めてコンプライアンスに対する認識を高めていただきますようよろしくお願いいたします。

1. コンプライアンス講習会

内容：官製談合防止法・独占禁止法について

講師：公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 調整係長 橋本なつみ 様

対象：全職員

方法：オンライン形式（録画映像配信）

[◇コンプライアンス講習会◇](#)

2. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

「コンプライアンスの日」実施状況

令和6年度より、毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」として新設。簡易セルフチェックの実施や不祥事等事例の紹介を行い、職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図った。

「コンプライアンスの日」の周知及び取組への誘導

行政PCポップアップ

コンプライアンスの日

※毎月最初の勤務日（今月は6日）はコンプライアンスの日です。
3日間お知らせしております。

■ やってみよう！！ 今月のセルフチェック

■ **簡易セルフチェック（2問）** 【Microsoft Forms】

12月のセルフチェック実施率は**35%**でした。

■ 注意しましょう！！ 不祥事事例

■ **公務員の不祥事等事例※（12月分）** 【Excel】

※著作権への配慮のため、概要を掲載しています。なお、掲載している記事のリンクが時間の経過により切れる可能性がありますので、予めご了承ください。

■ 今月のお知らせ

新年明けましておめでとうございます。いよいよ令和7年の幕開けです。
一方で、令和6年度末の始まりとも言えます。

何かと業務が輻輳する時期ともなっておりましたが、ミスや情報漏洩などには十分に注意していただくとともに、健康には留意してください。

* 関東地方整備局コンプライアンス推進本部 *
【事務局：適正業務管理官室】

各部署から所属職員へのメール

適正業務管理官室からのお知らせです。

本日は「コンプライアンスの日」です。

PC 起動時にポップアップにて表示されたかと思いますが、[イントラ](#)にも掲載されています。必ずご確認いただき、コンプライアンス意識の向上に努めてください。

イントラネットへの掲載

①トップページ(新着情報)

新着情報

適正官室 ・ 「コンプライアンスの日」を更新しました [適正業務管理官室・1/6]

②「コンプライアンスの日」ページ

コンプライアンスの日

[イントラトップ](#) > [コンプライアンス・法務関](#) > [コンプライアンスの推進](#) > [コンプライアンスの日](#)

毎月最初の勤務日は「コンプライアンスの日」です。

令和6年度から、コンプライアンスに関連した簡易セルフチェックや公務員の不祥事等事例をポップアップ等で掲載することになりました。

○簡易セルフチェック（2問）【Microsoft Forms】

	実施率	正答率	※R7.3.31現在
R6年4月	17%	①99% ②96%	
R6年5月	20%	①96% ②96%	
R6年6月	25%	①87% ②68%	
R6年7月	27%	①32% ②44%	
R6年8月	20%	①93% ②98%	
R6年9月	17%	①99% ②99%	
R6年10月	20%	①97% ②32%	
R6年11月	20%	①94% ②99%	
R6年12月	37%	①98% ②99%	
R7年1月	44%	①84% ②99%	
R7年2月	41%	①39% ②99%	
R7年3月	39%	①99% ②71%	

○公務員の不祥事等事例【Excel】

※著作権への配慮のため、概要を掲載しています。

なお、掲載している記事のリンクが時間の経過により切れる可能性がありますので、予めご了承ください。

★「コンプライアンスの日」についてのアンケート結果★

ご協力ありがとうございました！！

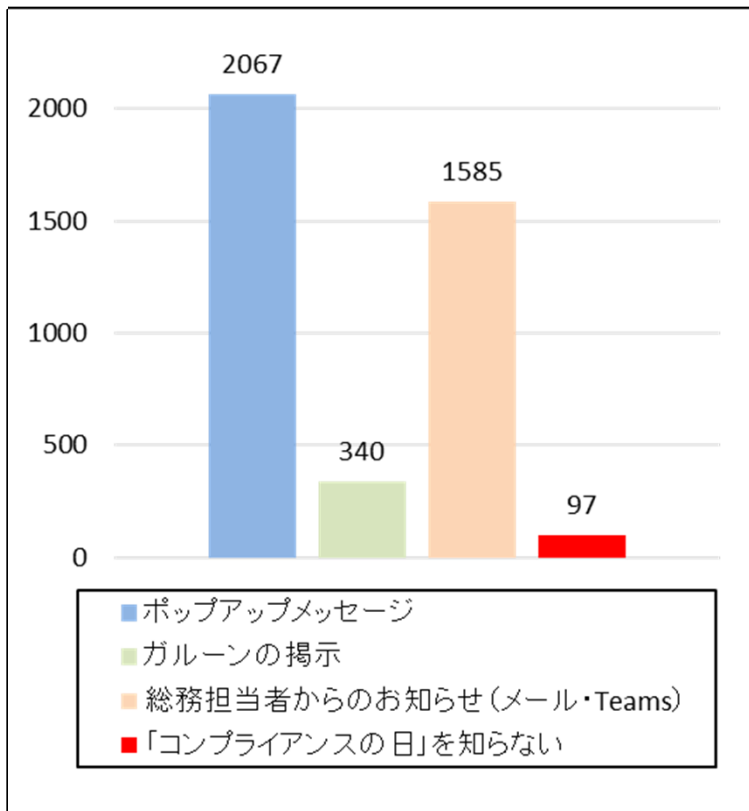
実施期間：令和6年11月7日(木)から12月6日(金)まで

回答者数：2,445人

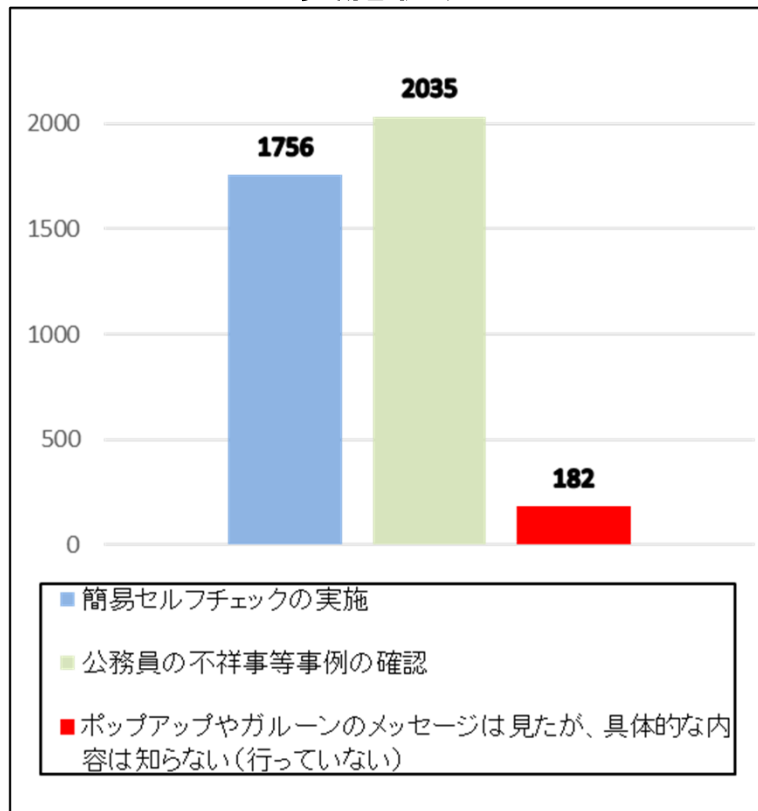
「コンプライアンスの日」についてのアンケート 集計結果

アンケート回答 **2,445件**

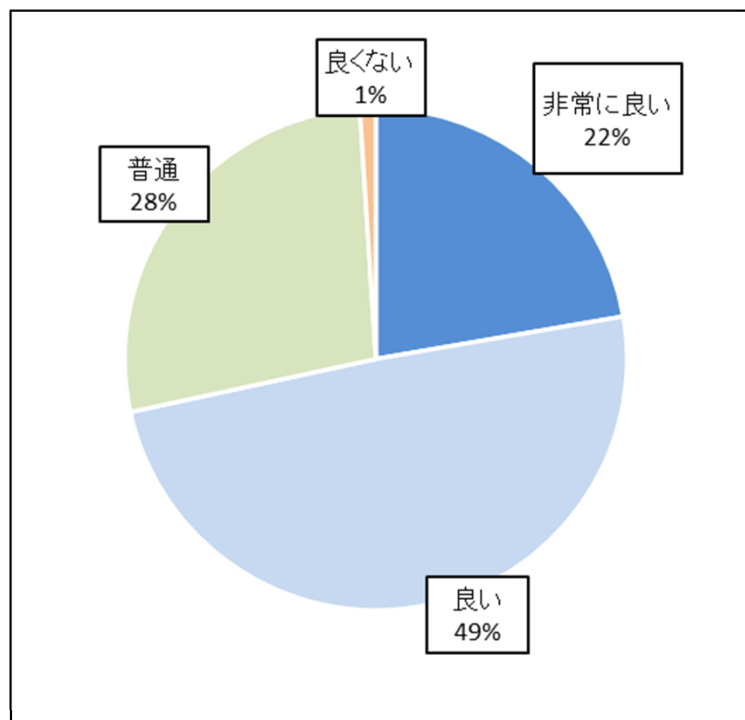
認知度(知っているもの)複数回答可



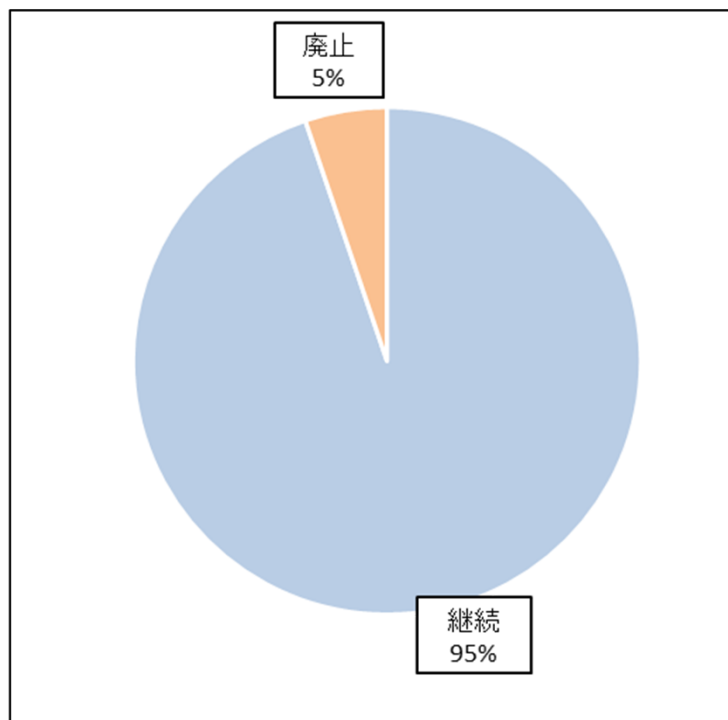
実施状況



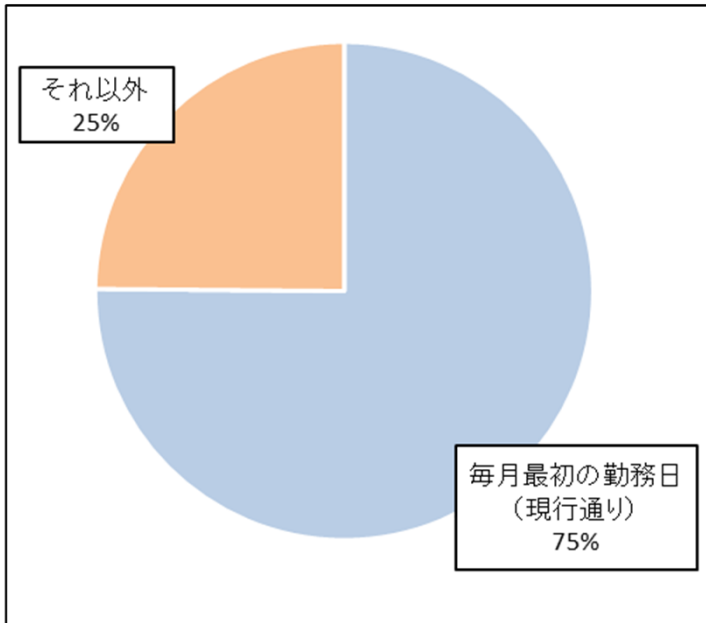
取組について



今後について



設定日



意見、提案等(要約)

現在の取組をもう少し継続して様子を見た方が良い。

定着するまで継続することが必要。

これだけ取り組んでいても同様な事例が発生しているということであり、引き続き取り組むべき。

今の分量が気軽に確認できて良い。

定期的に「コンプライアンス」という文字を「見せる」だけでも意識が高まると思う。

毎月最初の勤務日(現行通り)で浸透しつつあるので、変更する場合は検討が必要。

ポップアップやガルーンでは、あまり意識しないため、メールによる周知も必要。

→【改善】メールによる周知を実施、ガルーン掲載は取り止め。

ポップアップを数日間起動させた方が良い。

→【改善】ポップアップ表示設定を3日間とする。

イントラの掲載場所がわかりにくい。

→【改善】トップページ「新着情報」に掲載。